# ハンガリー経済改革の新段階

DB いずみ きみ ぉ 平 泉 **公 雄** 

1+ 10 xx 1-

I 経済改革をめぐる1979~80年の政治・経済情勢

Ⅱ 1980年経済規制システムの諸特質

Ⅲ 経済改革の第二段階をめぐる諸問題

#### はじめに

本誌第20巻5号(1979年5月)掲載の拙稿「ハン ガリー経済改革10年の道程 | において籬者は,経 済改革実施後10年間 (1968~78年) の、改革をめぐ る政治・経済動向を分析した。そこで確認された ことは、①内外における諸困難の発生により、 1970年代前半に改革が後退したこと、②だがその 後の経験を通じ、1977年後半以降再び改革の前進 ---「経済改革の第二段階」---が開始されたこ と,の2点であった。しかしこの論文は、そこで も述べているように、第二段階の具体的内容を解 明していない。それは、この課題の解決に必要な 材料が当時はまだ与えられていなかったからであ る。だがその後、とくに今年にいたり、第二段階 の全容がようやく明確となった。 かくていまや, 残された課題への取り組みも可能となっている。 本稿の意図は、まさにこの課題の解決にある。

本稿はこの課題に、主として次の二つの方向から取り組む。①経済改革をめぐる1979~80年の政治・経済情勢を概観すること、②1980年(一部は1979年から)実施の新しい経済規制用具体系(経済規制システム)を検討すること、以上である。

本稿で取り組まれる、いま一つの課題は、1980

年以降(一部は1979年から)適用されている新しい 経済規制用具の諸特質に関する検討である。この 新経済規制用具の分析を通じてわれわれは,第二 段階の経済改革がいかなる内容と性格を有するも のであり,またいかなる具体的方向での改善をと おして,経済的諸問題の解決をめざしているのか を把握できるはずである。けだし,経済規制用具 は,新経済メカニズムの具体的発現形態にほかな らないからである。

# I 経済改革をめぐる1979~80年の 政治・経済情勢

## 1. 1979年の経済情勢

1979年の経済情勢は、その一層の深刻化を基本的特徴としていた。国民所得の増大テンポは、きわめて低い計画目標(対前年比3~4%増)にさえいたらず、わずか1.4%にすぎなかった。これは、1960年以降の実績の中では1965年の1%増につぐ低い実績であった。このみじめな成長率実績が主として天候不順を原因とする農業生産の停滞によるものであったことはたしかである。けだし農業総生産は、計画が対前年比で3~3.3%増を予定したにもかかわらず、ほぼ前年並の実績にとどまったからである。たが、工業生産の実績もまた――農業生産の停滞による影響も否定できないが――計画目標の対前年比4%増に対し2.2~3.0%増という控え目なものであったし、建設業の生産実

續も,投資抑制を特徴とするこの年の年度計画に 照応し,著しく低い計画目標である対前年比2% 増と同水準であった。

低調な生産実績に規定され、生活水準の向上も 緩慢であった。 就業者の名目平均所得が 7.5~8 %, 金銭的な社会的給付額が同じく名目で18%増 大したことにより、国民1人当たりの名目所得は 約10%増加したが、7月に実施された消費財価格 の大幅引き上げ (後述) で消費者物価水準が平均 9%も上昇したために、国民1人当たりの実質所 得はわずか1%増--計画目標は対前年比2%増 ----にとどまったのである。とくに実質賃金水準 は、対前年比1%増の目標とは逆に、1~1.5%も 減少してしまった。もっともこうした中にあって も実質個人消費は、目標 (2.5~3.0%増) より若干 低い2%増を達成することができた。これは、個 人所得のうち消費財購入に向けられる部分の割合 が高まったのと、個人貯蓄がくいつぶされたこと の結果である。

以上に述べたような暗いニュースに満ちた経済 状況の中にあって唯一の「救い」は、対外バランスの大幅改善であった。それは第1表からも明らかである。すなわち1979年の入超幅は、前年(約598億フォリント)に縮小したのである。この年の輸出は、ルーブル建て取引で対前年比7~8%増を実現したが、輸入の方は2%増にとどまったし、西側通貨建て取引はこれよりもいっそう有利に展開し、輸出は、計画目標(対前年比10~11%増)をはるかにこえる14%増を達成したのに、輸入は、前年なみを狙う計画目標に対し対前年比5%減であった。しかも重要なことは、この対外収支の改善が、交易条件のひきつづく悪化の中で実現されたことである。70~78年間における交易条件の推移は第2表に示さ

第1表 貿易収支の推移

(単位:100万フォリント)

年 次	ルーブル建取引	西側通貨建取引	全	体
1971 1972 1973 1974 1975	$ \begin{array}{r} -9,148 \\ +6,084 \\ +11,255 \\ +3,320 \\ -14,930 \end{array} $	-14,588 $-3,019$ $+5,194$ $-28,006$ $-23,618$	+ 3 +16 -24	3,736 3,065 3,449 3,686 3,548
1976 1977 1978 1979*	- 8,872 - 4,776 -17,056 -10,725	-14,652 $-23,599$ $-42,788$ $-17,321$	-28 -59	3,524 3,375 3,844 3,046

(出所) KSH, Statisztikai Évkönyv, 1978.

- (注) \* 筆者推計。
- (1) 西側通貨建取引の中には、対社会主義圏取引の一部も含まれている。たとえば1978年について言えば、この年の対社会主義圏取引額は輸出入合せて3023億フォリントであったが、このうちルーブル建て取引額は、2572億フォリントであり、残り451億フォリント(うち:輸出258億フォリント,輸入193億フォリント)は西側通貨建て取引によるものであった。
- (2) この表の貿易収支には、商品取引のほか、これにともなう運送費の収支も含まれている。

第2表 交易条件の変動

		I			
年	次	ルーブル建取引	西側通貨建取引	全	体
197	70	100.0	100.0		100.0
197	71	97.8	99.2		98.6
197	72	96.3	100.6		97.9
197	73	96.6	98.1		96.6
197	74	97.0	83.6		89.4
197	75	88.5	77.8		83.1
197	76	86.6	83.0		84.9
197	77	84.0	79.9		82.0
197	78	82.1	80.6		81.5

(出所) KSH, Statisztikai Évkönyv, 1978.

れるとおりであるが、ハヴァシ・フェレンツ党中 央委書記の述べるところによれば<sup>(注1)</sup>、1979年に もハンガリーの交易条件は前年に比べさらに 2 % 悪化したとされるのである。したがって、交易条 件の悪化にもかかわらず貿易収支の赤字幅を対前 年比で半分以下にまで縮小しえたことは、きわめ て大きな成果と評価されるべきであろう。

しかし,第1表からも明らかなように,1978年は入超額がとくに大きかった年なのであって,1979年の入超幅が前年の半分以下に縮小したとは

いっても、それはせいぜい1977年水準への回復を 意味するものでしかなかった。つまり貿易収支の 赤字はいぜんとして巨額であり、1973年の第1次 オイルショック以来つづいている大幅な赤字基調 は、なんら変化していないのである。

さらに、1979年における対外収支赤字の縮小が一時的要因に大きく依存していたことを忘れてはならない。すなわち、1979年度経済計画は、対外収支の改善を最大の目標としていたために、国内の投資活動に強力なブレーキをかけたのであるが、収支の改善は、主としてその結果だったのである。1975~79年間の投資額(当年度価格表示)は、第12回党大会(1980年3月24~27日)の大会代議員向け予備報告によれば、以下に示すとおりであった(注2)。

1975年 146.5(10億フォリント)

1976年 152.1

1977年 181.5

1978年 197.6

1979年 203.0

ここから明らかなように、1979年の投資実績は対前年比でわずか2.7%増(実額で54億フォリント増)にすぎなかった。これはこの年の投資計画(2040~2060億フォリント)にほぼ相当するものであった。ハンガリー国民経済は、たとえば1978年現在の輸出額(2407億フォリント)がこの年の国民所得(5115億フォリント)の47.1%——輸出入総額(5416億フォリント)では105.9%——に達する点にも示されるように、輸出入両面において対外依存度がきわめて高い。つまりこうした高度に開放経済化した体質に規定されつつ、ハンガリーでは投資活動が貿易関係、対外収支の形成に決定的な影響を及ぼすのである(注3)。

1979年の対外収支改善においては、投資の抑制

とならび,原材料在庫増の圧縮も大きな役割を演 じた。けだしこの年の原材料在庫増分は,前年の 約半分にすぎなかったからである。

以上のように、1979年における対外収支の改善 は、コスト削減にもとづく国際競争力の強化によ るというよりは、むしろ国内の消費と投資の抑制 によるものであり、長期間にわたって継続しえる 性格のものではなかった。こうした中にあってハ ンガリーの対外債務はひきつづき増大した。連年 にわたる赤字 収支 の結果、ハンガリーの対西側 累積純債務(公的輸出信用コミット額からの引き出し と商業銀行の短期銀行間債務を含むすべての債務) は 1978年末にはすでに 90 億ドル(注4)に 達していた が,1979年中には新たに6~7億ドルの純債務が 累積したと推測される。この90億ドルという累積 **債務は,ポーランド (175億ドル),ソ連(172億ドル)** につぎ、東ドイツ (90億ドル)と屑をならべる額で あって、国民1人当たりの債務額としては東欧諸 国の中で第1位である。また累積債務額は、こ の年(1978年)の西側通貨建て輸出(27.8億ドル) の約3倍に相当するものであった (対資本主義圏 輸出21.6億ドルの約4.4倍)。

### 2. 深刻化する経済情勢への対応

経済情勢の深刻化は、主として第1次オイル・ショック以来の交易条件の急激な悪化によるものであったが、1979年に始まった第2次オイル・ショックの影響が本格化する今年以降の交易条件は、ハンガリーにとりますます不利なものとなるであろう。したがってこうした状況のもとでハンガリー経済が生き残り、経済建設を順調に進めるには、国民経済の効率を高め、国際競争力を大幅に強化しなければならない。しかもこの課題は、労働力不足がますます深刻化する中で解決されなければならない。かかる厳しい制約条件のもとで

の解決の方向は、すでに前稿(「ハンガリー経済改革 10年の道程1)でも指摘したように、省労働力・省 資源型産業構造・貿易構造の形成、省労働力・省 資源型の技術体系・操業方式・労働組織の導入以 外ではありえない。だがこうした解決方向は具体 的にはどう実現さるべきなのか。これら経済改革 以来――いな60年代中葉以来――くりかえし提起 されてきた諸課題は、1979年にいたって、もはや 猶予しえない焦眉の問題としてふたたび中央経済 指導部の前に提起されたのであった(注5)。この間 題に対する中央経済指導部の回答は、経済改革の 諸原則をより徹底して貫徹することであった。も ちろん経済改革の徹底化という基本方向は、前稿 でも確認したように、すでに1978年4月以来合意 されていたことである――この時経済規制用具の 全面的改訂が提起された----。だが1979年からは この路線が具体的に実施されはじめた。

その第1弾が、1979年7月23日に実施された消 費財価格の大幅引き上げであった。閣僚評議会の 公報によれば、消費財価格改訂の結果、消費者物 価は平均9%上昇し、その中で、食糧品は平均20 % (パン50%, 食肉30%, 牛乳および乳製品20%, ラ ード17%、砂糖23%)、燃料は平均34%(石炭25%、 ガス20%, 電気51%) 引き上げられた。もちろんこ れに対応して、勤労者と年金生活者の給与額も引 き上げられたのであって,生産協同組合員は月140 フォリント、それ以外の勤労者と年金生活者は月 180フォリント、2人以上の子供をかかえる家族は 子供1人につき月130フォリント,の追加的給与 引き上げにあずかることができた(注6)。だが、価 格引き上げにかんするブダプレス (BUDAPRESS) のコメントによれば、価格引き上げにともなう 国民の支出増は年間約280億フォリントに達し、 追加的給与引き上げによる収入増210億フォリン

トを差し引いても70億フォリントの消費者負担増 になるとされている<sup>(注7)</sup>。上記のコメントは今回 の価格引き上げ理由を次のように述べている。

「価格引き上げはハンガリー国民にとって突然のも のではなかった。なぜならハンガリー社会主義労働者 党と政府は、これに先立って、消費財価格の引き上げ、 つまり消費財価格を実際の生産コストに合わせる--もしくは接近させる――ことの必要性を疑問の余地な く明らかにしていたからである。過去数十年間にわた って国は、さまざまの消費財に対し巨額の価格補助を 行なってきたが、この補助額は、過去数年間に3倍に も膨脹し、昨年にはついに 400 億フォリント、つまり 財政支出全体の約10%、にも達するにいたった……。 ハンガリーの経済メカニズムは、従来から価格の役割 強化に努めてきたし、事実、今回の改定にくらべはる かに小幅であったとはいえ、これまで何度にもわたっ て生産者価格と消費者価格の改訂を実施してきた。し かし、これまでの改訂は、過去5~6年間に生じた大 幅な世界市場価格の上昇をわずかしか反映していなか った。その結果として、生産者と消費者たちは、世界 をほとんど感知することがなかった。こうして価格 は、労働力・資材・エネルギーの合理的利用と節約、 効率的生産、合理的消費の促進に十分寄与してこなか った。消費が国民所得以上のテンポで増大し、これに よる超過需要を輸入の拡大によってしか充足しえなか ったのは、主としてこのためであった。……(今回の) 消費財価格の改訂は、エネルギー節約の促進と、特定 食料品の消費にみられる浪費の削減、より合理的な消 費行動の形成,をその目的としている。」(注8)。

以上のように今回の消費財価格引き上げは、消費者補助の削減を通じて消費購買力の圧縮を図るとともに、生産コストによりよく照応した消費財価格体系の創出によって合理的消費構造の形成をめざすものであり、本質的には、市場メカニズム

の機能を消費分野にも保障しようとするものであ った(今回の消費財価格改訂は、従来のそれとは価格形 成原理の点でも大きな違いを有していたが,これについ ては後に取り上げる。)。もっとも、こうした大幅な 価格引き上げにもかかわらず、消費財価格と生産 コストの間の乖離は依然として続いている。先の コメントによれば、広範な食料、燃料に対する価格 補助は今後とも継続され、たとえば豚肉では30%、 牛乳・乳製品では50%,砂糖・保存食品では平均 20%,の価格補助(いずれも消費者価格に対する比率) が給付されるとしている。しかしそれでもなお、 消費財価格と生産コストの間のリンケージ形成と いう統一的原理が今回はじめて大胆に適用され、 これにもとづいて消費財価格体系が抜本的に変更 されたことの意義はいくら強調しても強調しすぎ ることはないであろう。

消費財価格の大幅引き上げにつづき、11月1日 には、1976年以来4年ぶりに、経営機関を対象と する経済規制用具の修正が行なわれた(1980年1 年1日から実施)。この修正は主として生産者価格 体系、企業所得分配システム、賃金規制システム を対象とするものであったが、これらの改訂に規 定されつつ、投資システムの性格もまた大きく変 化した。経済規制システムの具体的変更点は後に 詳しく見るが、いまその基本的性格のみを指摘す るならば、①市場メカニズムの適用方式におけ る刺激 (アメ) 原理から強制 (ムチ) 原理への相 対的重点移動、②平等原理の稀薄化と差別原理の 強化,③経済規制システムの内部における価格の 中心的役割の鮮明化と租税・補助金システムの簡 素化、およびこれらを通じる利潤原理の一層の強 化、を挙げることができるだろう。これらはいず れも、1968年経済改革の前後から多くの論者によ って強調されてきたことである。 だがこれまで は、政治的・経済的考慮もあり、実際には必ずし も適用されてこなかった。しかし経済情勢が深刻 化する中で、これらはついにその体系的実現を強 制されるにいたったのである。

新しい経済規制システムの公布につづく12月6日には、ハンガリー社会主義労働者党中央委員会総会が開催された。この総会での経済関係報告は、ハヴァシ・フェレンツ党中央委員会書記がおこなった。総会決議は、「1979年中に、(中央)経済管理はより断固たる、より実効力あるものに変わった。経営組織の多くは、(提起された)要請を理解し、より厳しくなった諸条件に順応しはじめている。」(注9)と評価しつつも、「生産効率、競争力、生産品目構成の改善は、必要とされまた可能であるよりも小幅である」と厳しく判定している。ハヴァシは先に紹介した論文(注1参照)の中でも次のようにのべている。

「(種々の肯定的諸変化にもかかわらず), 中央経済 管理は、生産構成、効率、筋約、投資活動等をバランス 回復の諸目標に沿って改善させる施策を作成する点、 とくにそれを実現する点で、いまだ端緒的段階に立っ ている。経営組織の多くは、これらの要請を遂行する 上で、十分な積極性を発揮していない。」(注10)と。

このように、経済規制システムの修正により、 経済諸課題の実現を保障しうる国内的経済環境づくりは完了したが、中央経済機関と経営組織のこれに対する対応はいまだ不十分な段階にある。こうした現状認識をふまえ、総合決議は、

「中央委員会は、(中央)管理機関と執行機関の全てのレベルにおいて(1980年度)計画の要件を実現することが前進における必須条件であると強調した。このためには、経済均衡の改善、収益性の高い生産物と輸出品の飛躍的拡大、産業構造再編の加速化、不採算経済活動の縮小、経済政策に沿った選択的な投資財源

	1979年計画目標 (1978年=100)	1979年実績(1978年=100)	1980年計画目標 (1979年=100)
国国工建 農 投	103.0~104.0 99.0 104.0 102.0 103.0~103.5 103.0~104.0	101.4 96.0 102.5~103.0 102.0 100.0 102.7	$103.0 \sim 103.5$ $99.0$ $103.5 \sim 104.0$ $97.0 \sim 97.5$ $105.0 \sim 105.5$ $95.0 \sim 96.0$
輸 出 {ルーブル建て 西側通貨建て トルーブル建て 地 入 (西側通貨建て 1 人 当 た り 実質 所 得 個 人 消 費	{ 110.0~111.0	{ 107.0~108.0 114.0 { 102.0 95.0 微 增 102.0	{ 105.0~106.0 110.0以上 { 105.0~106.0 微減 100.0 101.0~101.5

第3表 1980年度国民経済計画の主要目標

(出所) Közlemény: A Magyar Szocialista Munkáspárt Központi Bizottságának 1978. december 6-i üléséről, Népszabadság, 1978, december 8.; Az 1980. évi népgazdasági terv, Népszabadság, 1979, december 23.

利用, 厳格な節約が経済管理活動と政治活動の中心に 据えられなければならない。

各行政機関は,国民経済計画の遂行に必要な措置を 適時かつ継続的に下すべきであり,その系統的執行に 配慮すべきである。また……経済規制用具の中にこめ られた統一的諸要件を厳格に適用すべきである。

企業,協同組合,地方評議会は,国民経済計画の諸 目標に応えた(企業)計画を作成すべきである。あら ゆる経営単位は,市場の要求に柔軟に対応すること, 資材とエネルギーの節約を強めることをみずからの主 要課題と考えるべきである。」(注11)(傍点は引用者)。 と強調している。

12月6日の党中央委総会は、1980年度国民経済 計画に関する勧告をも採択した(この勧告は、開僚 評議会で検討され無修正で採択された)。1980年度国民 経済計画は、現下の経済情勢における中央経済指 導部の対応策を示すものとして、また来年度から 開始される第6次5カ年計画の基本方向をも示唆 するものとして無視するわけにはゆかない。

#### 3. 1980年度国民経済計画

1980年度国民経済計画の主要目標は,第3表に 示すとおりである(比較のため1979年度の計画と実績 もあげておく)。ここから明らかなように,1980年 度における国民所得と工業生産の増大テンポは、 1979年度の計画目標とほぼ同一の水準に設定され ているが、農業生産については前年の後退分を取 り戻すべくかなり高目 (対前年比5~5.5%増)の目 標が設定されている。一方、投資はかなり大幅な (4~5%)削減を予定されており、これに対応し て建設生産も前年度を下回る予定である。また1 人当たり実質所得と個人消費 の増大 テンポは、 1979年度計画目標はもちろん,この年の実績をも 下回る水準におさえられている。こうした国内で の蓄積と消費の抑制を反映し、国内使用国民所得 は、1979年の対前年比4%減につづき、1980年に もさらに1%減少するはずである。一方外国貿易 の分野では、輸出の大幅増強と輸入の相対的抑制 が実施される。その結果、計画文書の説明によれ ば、交易条件のひきつづく悪化のため対外収支は 依然として入超でありつづけるが、入超幅は大幅 に縮小するはずである。とくに西側通貨建て取引 については、もし計画が予定どおり実現されるな らば、収支均衡がほぼ達成されるであろう(つま り対外収支の赤字は、「計画的」にルーブル建て取引に 集中されることになる)。

以上のように、1979年と同様、1980年度国民経済計画においても、対外均衡の回復が最大の目標とされており、国内経済の量的な発展はさしあたり後回しにされているといってよい。だがこのことは、計画が質的な発展を無視することを意味するものではない。むしろ逆に、この機会を利用して国民経済の徹底的な体質改善が図られようとしている。この点について、1979年12月6日の党中央委決議は次のように述べている。

「中央委員会は、1980年度国民経済計画の主要目標が、対外バランスの一層の改善と、すでに達成された生活水準の維持におかれるべきだと考える。このためには、1979年に展開した好ましい諸傾向をいっそう強化する必要がある。今後の活動における問題の鍵は、生産の選択的拡大と合理的節約の強化である。経済活動、管理、執行、における主たる努力は、生産効率の向上、構造的(産業構造、生産品目構造——引用者)諸変革の加速化、技術革新、国際競争力の強化、に向けられなければならない。また、低収益経済活動と欠損分野の縮小・一掃の面におけるいっそうの前進はいまや不可欠である。」(住12)

このような立場から、1980年度計画では以下の 諸点がとくに強調されている。

①生産の選択的拡大と投資の選別強化。生産と 投資の決定にあたっては、西側通貨建て輸出の拡 大と輸入代替に関連する分野(部門、品目)が優先 され、投資に対する補助金とクレジット供与もこ れらの分野に集中されるであろう。

②不良企業の体質改善。長期にわたり欠損・低収益状態にある企業は、再建計画の作成を義務づけられ、不採算部門の計画的縮小・廃止を強制される。このため、必要とあれば、機構改革、労働力の再編成(時には解雇)も断行される。これによって発生しうる部品、半製品、完成品の不足は、

優良企業の生産拡大によってカヴァーされるであ ろう。

③企業間・部門間の労働力移動。構造改善と投資抑制に伴い、工業と建設業の就業者数は削減され、非生産部門に移動される。ハンガリー経済は目下深刻な労働力不足の状況にあるため、構造改善による失業はありえないと判断されている。

- ④不要原材料在庫の一掃 (売却)。
- ⑤賃金格差の拡大(注13)

以上要するに、1980年度国民経済計画ではマクロとミクロの両面における徹底的な「ぜい肉落し」が予定されているのであるが、1980年から施行される新経済規制システムは、まさにこのためのものである。

## 4. 社会主義労働者党第12回大会

1980年3月24日から27日にかけて開催されたハンガリー社会主義労働者党第12回党大会は,経済改革の第二段階に備える組織的・思想的態勢づくりの舞台となった。

まず組織的態勢づくりの点について見るならば、党政治局員の大幅入れ替えがこれを如実に示している。今大会で選出された政治局のメンバーを前大会でのそれと比較するならば、アプロー・アンタル (Apró Antal 67歳)、ビスク・ベーラ (Biszku Béla 59歳)、フォック・イエノョー (Fock Jenő 64歳)、ネメシュ・デジョー (Nemes Dezső 72歳)が退き、ハヴァシ・フェレンツ (Havasi Ferenc 51歳)、コロム・ミハーイ (Korom Mihály 53歳)、ロションツィ・パール (Losonczi Pál 61歳)、メーヘーシュ・ラョシュ (Méhés Lajos 53歳)が新たに加わったことが判明する。退陣した人々のうちフォックは、すでに1975年に「健康上の理由」から自発的に首相を辞職しており、今回の更迭も本人の意志によるものと思われる。アプローとネメシェはす

でに高齢であることが退陣理由であろう。ビスクのみが59歳という若さで政治局を離れている。これは明らかに、1978年4月の党中央委拡大総会で彼が党書記局から排除されたことに続く政治的理由からの退陣であったといえる(注14)。一方新メンバー4氏のうちロションツィはすでに1975年7月に政治局に加わっており、今回新たに加わったのは残り3名である。これら3名のうちハヴァシとコロムは、上記1978年4月の拡大総会(ここで経済改革の前進が確認された)で党書記局に加わった人々であり、メーヘーシュも、同じくその時にブダペシュト党第一書記に就いた人物である。また彼らは、いずれも51歳、53歳と若いのが特徴である。以上の諸点を考えるならば、今回の人事異動が

思想的態勢づくり、統一的観点の形成は、新経済メカニズムの新しい解釈の中に表現されている。この新しい解釈は、中央経済管理の二つの手段である行政的手段と経済的規制用具の相互関係を、市場的経済法則を基礎に能動的に統一されたもの、とみなす点にその特徴を有する。党大会への中央委員会報告は次のように述べている。

経済改革派の地歩強化と政治局員の若返りを狙っ

たものであったことは明白である。

「約15年前にその基本原則を与えられたわが国の経済管理システムは、社会主義建設の一般的諸法則とわが国の特殊性を考慮してつくられている。社会的所有に基礎づけられた社会主義的計画経済は、企業と協同組合の自立性と結合しつつ、また集団と個人の物質的利益をも生かしながら、経済政策の実現によく寄与してきた。だがわが国の経済管理システムは、その作動のあり方の点でいくつかの弱点を残している。それは、(現在)の管理(形態)、国民経済の計画化、組織体制が、変動しつつある諸条件に十分機動的に対応しているとはいいがたく、必要な諸決定を下す点でしば

しば立ち遅れを見せているということである。

したがって基本的経済諸課題の解決、計画の作成と調整、課題遂行のための諸条件の創出、等の分野における行政諸機関の責任を明確にし、これら機関の活動をより効率的にすることが必要となっている。中央的経済管理は、……首尾一貫した行動、と経済的意志決定の相互調整、適切な実務的処置、をもって主要な経済諸過程を組織し管理すべきである。また意志決定活動を改善し、管理の媒介環を削減し、各機関の任務と責任をより明確たらしめるべきである。

#### (中略)

もちろん社会主義建設の時代にもそれ独自の厳格な経済法則が存在するのであって、それらを無視することはできない。つまりわが国の管理システムは、社会主義的計画経済を本質としつつも、同時に商品・貨幣・市場関係をも経済生活の有機的一部としている。生産効率の問題、高収益経営の問題、物質的関心の問題を取り上げる際に、われわれが社会主義経済の法則性に考慮を払うのはまさにこのためである」(注15)。

## 党大会決定もまた,

「われわれの基本的課題は,中央の管理を企業・協同 組合の自立性・発意能力の同時的強化に存する。」(注16) (傍点は引用者)と強調している。

社会主義計画経済が中央の計画的管理と企業の自立性の両面から構成されるべきだとする見方自体は、経済改革派の当初からの考え方であってなんら目新しいものではない。しかし、事実問題として、経済改革派が当初、中央管理を国民経済レベルのグローバルな計画作成と了解し、これを実現する手段としては主として経済的規制用具を念頭においていたことは否定できない。つまり市場メカニズムを前提とするかぎり、企業を中央の意志の方向に誘導することは、一部の特殊な部門を除き、経済的規制用具だけで十分可能だと考えていた。これはたとえば1971年8月の党中央委員会

と政府の合同協議会において、「たしかに経済管理において規制用具が重要な役割を果たしているのは事実だが、中央管理機関がすべてを規制用具に期待し、措置を講ずることが必要であるにもかかわらず何もしないといったことは許されない」(注17)という批判が出された点にも示唆されている。大会への中央委員報告もまた、次のように述べている。

「経済的規制用具は、管理のためのなくてはならない手段である。……だが規制用具は、それ自体としては万能ではない。規制用具の自動的作用にのみ頼りきることがあってはならない」(注18)と。

したがって今大会の決議で打ち出された「中央 管理と企業自主性の同時的強化」という方向が、 過去12年間の反省をふまえたものであること、つ まり経済改革派が経済的規制用具だけでは計画的 経済運営は図れないのだという認識を持つにいた ったことをその背景としていることは明白であ る。もちろん、今回強調されている中央管理の強化 が、指令型経済管理システム的な中央管理への後 退を意味するものでないのはいうまでもない。か つての中央管理は、計画と市場を対立的にとらえ、 後者を否定(もしくは制限)することをその内容と していた。しかし今回強調されている中央管理は、 市場メカニズムが本来果たすべき――少なくとも そう期待されている――機能を現実の市場メカニ ズム (経済規制用具) が十分保障しない場合には, 行政的にもこれを貫徹させるべきだという内容を もつものである (これは後に見る 1980 年経済 規制シ ステム,特に価格メカニズムの検討を通じて明らかにな るはずである)。したがって、この種の中央管理強 化は、企業の自主性となんら矛盾しないのである。 党大会決定が次のように規定したのはまさにその ためである。

「全国的諸課題の作成とその解決にあたっては、企業と協同組合により一層依拠しなければならない。なぜなら、われわれの前進は、かれらの自立的活動と企業的精神、かれらの経営成果に決定的に左右されるからである。したがって、これら企業と協同組合の内部管理・刺激システムを近代化すべきであり、かれらの意志決定分野への不必要な介入は避けるべきである。」

以上の点とも関連するが、今大会で提起された 経済管理にかかわる方針のうちで、とくに注目に 値するいまひとつの点は、企業指導者の役割に特 別の強調がなされたことである。これに関する中 央委報告は次のとおりである。

「経済諸課題の高い水準での解決は、経済指導者によるところがきわめて大きい。したがって、経済指導者を評価するにあたっては、新しいものに対する感受性、責任負担(意識)、高水準の執行組織能力と点検能力、により大きな力点をおくべきである。とくに生産の直接的管理者、つまり作業長の権限と――その労働と責任にふさわしい――物質的・道徳的評価づけを強化するべきである。(周囲の)人々に注意を払いイニシェティヴを発揮し、規律正しく、任託された人民の資産を適切に運用し、生産にかかわる諸要件を十分に果たす指導者、秩序と規律を他の人々に対しても要求するような指導者には、より大きな社会的評価が与えられなければならない。」(注20)

大会決定もまた次のように次のように述べてい る。

「(企業指導者は)もっと大胆に自己の権限を行使すべきである。イニシァティヴを発揮し、進取の気風に富み、責任と合理的リスクを負担する用意があり、高い水準での労働の組織化とその首尾一貫した点検に能力のある指導者たちを、これまで以上にサポートすべきである。」(注21)

企業指導者の活性化に大きな関心が向けられた

ことは、大会で発言した代議員の多くがこの問題を取り上げている点にも示されている。 すなわち、最高指導者を除く一般の発言者 (州レベルの党指導者を含む) 48名のうち 8名がこの問題に論及しているのである。しかもそれらはいずれも、企業指導者の労働を評価し、彼らの能動性に対する積極的サポートを呼びかけたものであった。いまそのうちのひとつを紹介すれば次のとおりである。

「私は、経済指導者の大部分がよく働いていると確 信しています。ですから経済指導者たちを第三者的に 批判するばかりかあらゆることの責任を彼らにおしつ けることが流行となっていることは、私にはとても不 愉快に感じられます。現在、外的事情の影響でわが国の 経済均衡が崩れた中で、ついに私たちはこの悪習から 抜け出すことにしました。なぜなら、責任転嫁の有害 なきざしが増大していたからです。世間の人々は、経 済指導者たちの活動についてあまりよく知っていませ ん。たとえばある大工場の経営局の指導者たちの1日 の実質的労働時間が平均的な8時間ではなく10.7時間 だということを知りません。……もちろん中には逆の 例もあります。国民経済の諸利益をなかなか理解でき ない経済指導者もいますし、(自分がもっている)可 能性と権力を悪用したり、およそ指導者として失格の 人だっています。このような場合には、党指導部も措 置を講ずるべきです。なぜなら党指導部は、そこに属 する幹部たちの個人的問題についてイニシァティヴを 発揮する権利をもっているのですから。この権利は、 です。(注22) (傍点は引用者)

本来,企業指導者の役割強化は,企業の自主性 強化と不可分のものである。事実,経済改革後, 彼らの権限は明らかに強化されている。それでも なお、今回この点が強調されたことの意味は大き い。その理由は,まず第1に,これが,内外の経 済情勢の深刻化に強制された結果とはいえ企業の

最高指導者を名実ともに強大な権限と責任をもつ 真の「経営者」に成長させることの不可避性を示 しているからである。いまや経済指導者は、「経 営者」たることを奨励されるだけでなく、強制さ れるようになったのである。第2の理由は、企業 の下級指導者の権限強化がはじめて取り上げられ たことである。一般的にいって,従来,ハンガリ 一国営企業の企業内組織編成はあまりに画一的で あり、企業をとりまく状況の変化に十分適応して いないと言われている。たとえばボルシェーイ・ シャーンドル (Borsély Sándor) は、今日の企業内 組織システムが基本的には1950年代に形成された 当時のままであると指摘している(注23)。こうした 認識は、 先に紹介した引用 (注19参照) の中で、 企業の内部管理システムの近代化が提起されてい る点にも反映されている。したがって下級経済指 導者の役割強化は、改革の対象がいまや企業の内 部管理システムにまでひろがってきたことを意味 しているのである。

#### 5. 第6次5カ年計画の基本方向

第12回党大会は、第6次5カ年計画(1981~85年)にかかわる具体的計画数字を提示しなかった。大会報告によれば、その理由は、1980年の実績を踏まえることなしに計画目標を設定することは計画目標を現実的な根拠づけのないものにかえるからだとされている。要するに、1980年の見通しがまだ立たないというのがその真相であろう。ただ国民所得の成長率については、「現在の推計では」というただし書きつきで一応の数字が与えられた。それは、次期計画期間中に全体として15~17%の国民所得の増大を達成しうるというものである。これは年平均では3~3.5%の成長率に相当する。この成長率は、中期計画の数字としては、ハンガリーで社会主義建設が開始されて以来

最低の計画成長率である。つまりハンガリーの政 治指導部は、過去数年間に定着した低成長路線を 次期5カ年計画期間中にもひきつづき継承する (せざるをえない)と考えているのである。

しからば、第6次5カ年計画の主要課題は何か。結論的に言えば、1980年度計画を紹介した際に述べた諸点がそのまま当てはまる。すなわち、①対外バランスの改善、②①のために必要な国内的諸均衡(財政収支、商品需給バランス、労働力バランス、投資財源と建設能力のバランス)の安定化、③マクロとミクロの効率向上とこれに基礎をおく国際競争力の強化。具体的には、産業構造と生産品目構造の改善(比較優位部門・企業の選択的拡大と比較劣位部門・企業の体質改善、もしくは縮小・廃止。以上に沿った投資の選別的集中化)、先進技術の導入(とくに西側技術の購入、西側企業との産業協力)、コメコン内国際分業への積極的参加、操業技術・労働組織の改善(たとえば三交代制の普及)、④企業内および企業間・産業間の労働力移動の促進、以上である。

見られるように、第6次5カ年計画期もまた、 量的には低い成長テンポのもとで質的には高いレベルの経済体質 を 構築 しようとしているのである。

(注1) Havasi, Ferenc, Gazdasági építőmunkánk eredményei és feladatai, Társadalmi Szemle, 1980, 1. sz., 6. old.

(注2) A Magyar Szocialista Munkáspárt Központi Bizottságának előzetes jelentése, a XII, Kongrsszus küldőtteinek, Népszabadság, 1980. március 22-i számának melléklete, 12. old.

(注3) 投資活動と対外収支の関連についてここで 詳細な検討を行なうことはできないが、この両者が密 接な関連を有することは、上記の投資動向と第1表の 貿易収支の動向を重ね合わせて見れば十分に理解され るはずである。なお、この問題にとくに興味のある読 者は、拙著『社会主義的工業化と資本蓄積構造』アジア 経済研究所 1979年 48~54ページを参照していただ きたい。

(注4) Brainard, L. J. (Bunkers Trust の Vice President) 推計。小川和男「東西貿易の現状と展望」(ソ連東欧貿易会編『ソ連・東欧諸国の外国貿易国家独占制度の展開』1980年) 194ページ。

(注5) 現時点における国民経済的諸課題の緊急性 についてシクサイ・ベーラ (Szikszay Béla) 党中央委 員会経済部副部長は、現下の経済情勢と68年経済改革 当時のそれとを比較しつつ、次のように語っている。 「1968年の経済管理改革は、インテンシブな経済発展 段階のもとでの、ハンガリー国民経済の諸条件下にお ける、社会主義的計画経済の一層の発展であったと把 握しうる。だが当時ハンガリー社会主義労働者党は, この経済管理システムの一層の発展を、焦眉の経済的 強制に迫られて決意したわけではなかった。そうでは なく党は, 意識的な予見にもとづき, つまりインテン シブな発展が不可避的に生ずるという歴史的必然性を 認識するなかで、これを決意したのである。かくて当時 においては、この新しい発展軌道にむけての軌道修正 も、比較的漸進的に遂行しうる課題と思われていた。 ところが1970年代中葉にいたるや、世界経済には急 激で本質的な諸変化が発生するにいたった。これらは, とりわけ世界市場価格・価格比率の急激な再編成,エネ ルギー・基礎素材価格の大幅な上昇にその表現を見い 出していた。……世界経済におけるこれらの変化は,わ が国経済発展が直面する諸課題の性格を変えるもので はなかった。つまり、新たに形成された状況もまた、 依然として質的諸ファクターにもとづく経済発展---経済効率の大幅な上昇、生産構成の再編成、経営全般 にわたる抜本的な効率改善、さらにはこれらに照応し た経済管理システムの創出----を要求している。だが 数年前には漸進的に解決しうると思われていた課題も 70年代後半にはもはや緊急性を要するものとなってい た。すなわち現在解決を迫られている諸課題は、元来 短期間で一挙に解決することが およそ 不可能 な問題 ---生産構成の再編成,技術革新,品質の改善,組織 化水準の向上——においてさえ、可能な最短期間で抜 本的改善を勝ち取らなければならないという点に特徴 を有しているのである。」(アンダーラインは原文、傍

Szikszay Béla, A gazdasági szabályozók módosításáról, Társadalmi Szemle, 1980, január, 26-27. old, (注6) A Minisztertanács Közleménye; A fogyasztói árak és szolgáltatási díjak emeléséről,

点は引用者。)

valamint a bérek, a nyugdíjak és egyéb társadalmi juttatások kiegészítéséről, Népszabadság, 1979, július 22.

(注7) Nagy Lajos, Takarékosabban élni, hatékonyabban gazdálkodni: Kommemtár, BUDAPR-ESS, 166/179.

(注8) 同上。

(注9) Közlemény: A Magyar Szocialista Munkáspárt Központi Bizottságának 1979. december 6-i üléséröl, Népszabadság, 1979, december 8. 1. old.

(注10) Havasi, op. cit., 4. old.

(注11) (注9)に同じ。2. cld.

(注12) 同上, 1. old.

(注13) この点について、前掲の党中央委総会決議は次のように述べている。「賃金は、よりよい労働を刺激し各人の勤務実績と経営機関の業績により密接に結びつけられるべきである。平均を上廻る賃金引き上げは、労働効率と定員管理の面で著しい成果をあげたところにおいてのみ可能となるであろう。(同上)

(注14) ニエルシュ・レジョーらをはじめとする経済改革派指導者を党中央委書記局から排除した1974年3月の党中央委拡大総会においてビスクが中心的役割を果たしたことは、前稿でみた(平泉「ハンガリー経済改革……」28~29ページ)。

(注15) A Magyar Szocialista Mnnkáspárt Központi Bizottságának beszámolója, Népszabadság, 1980, március 25, 6. old.

(注16) A Magyar Szocialista Munkáspárt XII, Kongresszusának határozata, Népszabadság, 1980, március 29-i számának melléklete, 9. old.

(注17) 平泉「ハンガリー経済改革……」32ページ。

(注18) (注15)に同じ, 7. old.

(注19) (注16)に同じ、9. olp.

(注20) (注15)に同じ, 7. old.

(注21) (注16)に同じ、10. old.

(注22) Takács Imréné, Káros divat a gazdasági vezetők kritizálgatása, Népszabadság, 1980, március 26, 7. old.

(注23) Sárközy Tamás, Mit kell tudni a vállalati törvényről? Kossuth Könyvkiadó, 1978, 87. old.

#### Ⅱ 1980年経済規制システムの諸特質

### 1. 過去12年間の経済規制システムの問題点

今年1月1日付けをもって実施に移された経済 規制システムは、Ⅰで考察された経済情勢とこれ に対する中央経済指導部の対応に沿いつつ作成さ れたものである。これらの作成にあたっては、過 去12年間における経済規制の経験も十分考慮さ れた。したがって、今回の経済規制システムの特 質を正しく把握するには、1968年改革の構想と実 際の現実の間に生じたギャップをハンガリーの経 済指導部が現在どのように総括しているかを知る 必要がある。こうした立場から以下では、『経済 評論』(Közgazdasági Szemle) 誌の1980年1月号に 掲載されたホルバート・ラースロー (Horváth László) の論文「1980年の経済規制用具」(注1)を取 り上げ、経済規制システムのこれまでの問題点を 整理してみることにする。この論文をとくに取り 上げる理由は,筆者のホルバートが,現在全国計 画庁副長官の職にあり、経済指導の最前線にいる 人物として問題の所在――少なくとも現経済指導 部の考え方---を正確に理解していると考えられ るからである。

ホルバートは、1968年の改革構想が、国民経済計画によってその枠組を決定される市場(「規制された市場」)は、もしこの市場に中央から適切な経済規制用具が与えられるならば、内外企業間に節度ある競争を生み出し、ついでこの競争の中に表現される企業間の利害対立をバネとして社会的利益の実現を十分保障するはずだ、という立場に立っていたという。彼によれば、この構想は10年の歴史を通じてその基本的正しさを実証した、とされる。だが他方で彼は、「この市場の性格が、当初構想されたそれとはかなり異なっていた。」(ア

ンダーラインは原文)、 と考えている。なぜなら、「自立的に取引するにはどうしなければならないのかということを経営組織と幹部たちがあまりよく分かっていないということが、 改革実施後ほどなくして明らかとなった」からである。たとえば――と彼は指摘している――企業間の契約形態は、改革実施後すでに10年以上になるというのに、いまだにかつての4半期ごと契約が支配的――長期契約形態が未発達――である。また商業的方法による生産財取引が一般化したとはいえ、効率的な取引方法は未成熟であり、そのため在庫管理方法の水準、在庫・購販売コストはいまなお先進資本主義国からはるかに立ち遅れている。

改革ではまた、供給超過状態の創出に大きな期待がかけられたが、これも実際には、まれにしか、しかも一部の生産品目においてしか出現しなかった。しかも、供給超過状態が出現した場合でさえ、そこで予定されたはずの価格引き下げ効果はいっこうに生じなかった。なぜならそのような場合、企業は、むしろ社会主義国向けの輸出を増強したり、国家財政の負担――補助、クレジット――において在庫を積み増したりすることに血道をあげたからである。

以上とも関連するが、競争状態の創出による価格引き下げというもくろみもさして成功しなかった。というのは、国が小さい――国内市場が狭隘である――ために国内市場における競争の可能性は想像以上に制約されていたし、輸入品との競争による価格引き下げ効果も、輸入品価格自体が現実にはむしろ価格上昇傾向をもっていたために、あまり有効でなかったからである。

「規制された市場」が当初の思惑と異なるものとなったことの主たる原因は、――とホルバートは続ける――「規制された市場」を有効に作動さ

・せうる価格体系が欠如していたからである。改革の際に構想された価格体系は,国内の技術・組織化水準を前提とした社会的必要費用水準,社会的選好,市場での価値評価(需要・供給関係),の三規準に立脚するものとされていた(注2)が,現実にはこの原則は部分的にしか実現されなかったとホルバートは言う。つまり現実の価格体系は,国内とどホルットは言う。つまり現実の価格体系は,国内とどまり,市場的価値評価の方は,市場機能の未熟性その他の事情により,価格形成の中にその十分なまり,価格の国内価格への波及といういまひとつ別の要請――注2参照――も現実には緩慢かつ首尾一貫しない形でしか実現させられなかった。

価格体系が有するこうした不完全性のゆえに、 利潤原理に立脚したはずの物質的刺激システムも 十分に機能しなかった。なぜなら、物質的刺激シ ステムの基礎となる利潤自体が、当時の価格体系 のもとでは、真の効率性を正しく反映していなか ったからである。このことは、当時の価格が非効 率な経営活動から発生する過大なコストとこの不 当に大きなコストの一定割合として算定される利 潤(したがって二重に不当な利潤)をもその内部に 含みえたという点を考えるならば、十分理解され るはずである。この他,企業利潤の大きさはまた, さまざまな名目で給付されていた個別的性格の補 助金によっても大きく変動しえた。したがって、 このようななかで形成される利潤が真に有効な物 質的刺激システムの基礎となりえなかったのは当 然であるし、またこうした弱点を孕む利潤に基礎 をおいた刺激システムが倫理的にさえ不当性を有 していたのは明らかである。

ついでホルバートは,改革実施後ひんぱんにく りかえされた規制用具改正の問題点を取り上げて いる。

さまざまな修正の過程でとくに顕著であったの が賃金・報償規制システムの変更であったが、これらはいずれも企業利潤と賃金・報償の結合関係 を弛緩させ賃金・報償面での企業間格差を縮小さ せる内容を有していた。これはある程度までは正 当性をもっていたと彼は述べる。だが「どの程度 の度合いが望ましいかは別問題である」とも。す なわち「現行のそれよりもはるかに大きな格差づけを伴う賃金・報償規制システムの方が効率向上 に貢献するのは疑いえない」と言うのである。

改革後の規制システム修正としては1976年のそれがとくに広範囲なものであったが、ホルバートによれば、この時の改正には、改革思想自体に対する本質的な変更さえも含まれていた――しかもそれはネガディヴなものであった――とされる。

「(この時の)修正の一つの原則的テーゼは、規制システムは5カ年計画にすみやかに適応すべきであり、規制用具もまた計画決定の枠内で作成されるべきである、という点にあった。この考え方の核心は正しいし有益である。たしかに経済管理におけるこの二つの要素は相互に密接な関連を有している。だが規制システムを5カ年計画にかくもタイトに結びつけることは、規制システムからそのノルマチーフ(規範)的性格を奪い、いわゆる特殊的規制用具を前面に押し出すという危険性を伴わざるをえない。これら特殊的規制用具なるものは、通例——とくに企業レベルにまで多様化される場合には——、計画指令型システムに固有な形態に他ならなくなるのである。

資金システム(租税・補助金・金融システムの総体 一引用者)が見通しのきかないものになってしまったことについては、こうした特殊的規制用具の存在といわゆる分野間所得調整原則(Relációs terelési elv)の適用にも原因があった。けだし個別的規制の多くは、(一般的)規制用具の枠組のもとで形成された所 得を国家財政を通じて再分配することによってのみ、つまり所得の少ない者にはこれを与え利潤の大きい者からはこれを取り上げるというやり方によってのみ、実現しえたからである。また分野間所得調整は、たとえば生産税や補助金を介在させることによってのみ解決されえたのである。こうしたきわめて複雑な内容をもつ資金システムが、時の経過によってその(内部)比率 (構成)が変化するにつれ、いずれは見通し不可能な体系に変質し、ついには正しい諸目標の実現をすら妨げるものとなるのは不可避である。」(性3)

以上から明らかなように、1968年の経済改革以来実際に機能してきた経済規制システムは、その前提として想定されていた「規制された市場」の性格の点においても、経済規制システムの根幹たる価格形成原理の点においても、さらには改革後実施された規制システムの手直し過程においても、多くの認識不足をその内部に含んでいた(おそらく現在もなお、――今のところはまだ表面化していない――認識上の弱点を含んでいることであろう)のであった。これらの弱点――およびこれを利用した反改革派の攻撃――のために、改革構想(目的)は10年にわたってその十分な有効性を発揮しえなかったのである。

### 2. 1980年経済規制システムの基本的編成原理

1980年の経済規制システムは、従来の規制システムが背負っていた(前項でみたような)諸欠陥を技本的に克服しようとするものであり、いわば改革理念の原点への復帰をその内容としている。われわれが、今回の一連の修正をもって「経済改革の第二段階の開始」を語るのも、まさにこのためである。

こうした性格をもつ今回の経済規制システムは,具体的には以下に述べる四つの基本的編成原理にもとづいて作成された。

- ① 規範性原理
- ② 利潤中心原理
- ③ 安定性かつ柔軟性原理
- ④ 長期的視点促進原理

規範性原理とは――エネルギー生産部門、公共サーヴィス部門、加工工業部門、農業部門等の大部門間に存在する諸条件の差を許容する場合を除き――原則として同一の経済規制用具をすべての企業・部門に一律に、つまり例外を許さず強制的に適用するということである。この原理は、この原理からの逸脱がかならず規制システムの内的整合性を破壊し、結局は間接的経済管理システムを事実上の直接管理システムに変質させることになる、という認識から引き出されたものである。この規範性原理を厳格に適用するならば、これまでの規制システムにおいて一大欠陥をなしていたかの個別的・特殊的・経済規制用具は、その存在余地を完全に奪われるはずである。

利潤中心原理は、すでに見たように、これまでも物質的刺激システムの根本原理であったが、今回の規制システムではこれがより首尾一貫したものとなる。本来利潤の誘導的・刺激的役割は、効率の格差が利潤の格差をもたらしこの利潤格差が事業拡大と個人所得形成における企業間格差を生み出す場合にのみ真に可能となるはずだが、今回の規制システムは、効率格差→利潤格差→事業拡大・個人所得形成格差の相互連関性を従来著しく弱めていた一部の補助金・租税を大幅に整理することにより、またこれまで国内費用水準にもとづいて形成されていた国内生産者価格を原則として世界市場(西側通貨建て)価格にリンクさせることにより、利潤中心原理にはじめて現実的な基礎を与えた。

安定性かつ柔軟性原理は、経済規制用具が、企

業の立場からすれば長期にわたって安定的である 方がよいが、国民経済的立場からすれば急速に変 化する世界経済情勢――およびこれが生み出す新 しい諸要請――を企業に対しすみやかに伝えるも のでなければならないという二律背反的要請を同 時に実現しようとするものである。今回の規制シ ステムは、この要請を規制用具の二分化によって 解決しようとしている。すなわち、規制用具を二 つのカテゴリーに分け, 価格形成の基本原則, 価 格形成における社会的選好(つまりどの品目につい てより有利な価格水準を認めるかの決定), 利 潤 課 税 システム、利害フォンドの形成と使用のシステム、 賃金規制の基本システム、個々の企業に適用され る具体的賃金規制形態、賃金引き上げに対して賦 課される国庫納入義務、管理職の刺激システム、 融資の基本原則、等についてはこれらを長期間不 変のままに維持するが、各価格カテゴリーに属す る具体的な品目、各品目の具体的な価格、為替レ ート,企業予備フォンドの使用規制システム,企 業価格差予備フォンドの形成度合い、融資の具体 的条件と利子率、最低賃上げ率、等についてはこ れらを適宜変動させることにした。

長期的視点促進原理は,経済規制用具が企業の 経済指導者たちをして長期的視点に立った経営態 度に向わしめようとするものである。こうした立 場から,今回の規制システムは,たとえば企業利 害システムの中心に,基準年次に対する利潤の伸 び率をではなく利潤率の水準そのものを据えるよ うにしている。

以上の四つが、今回の規制システムにおける基本的編成原理であるが、現実には今回もまた一連の特例措置を避けえなかった。たとえば工業製品の生産者価格は原則として世界市場価格のフォリント表示額に設定されることになっているが、こ

れを厳格に適用するときわめて多くの企業が欠損 状態に陥いるため、今回は価格の中に「一定の妥協」(原則以上の価格水準を許容する)を組み込まざ るをえなかった(もっともこの措置は企業に対する ・・・ 猶余期間の供与と理解されており、したがって4~5 年間の猶余の後にはこうした妥協は除去されることに なっている)。

基本的編成原理を明らかにしたところで、次に 規制システムの具体的紹介に入る。

## 3. 価格形成原理と価格統制メカニズム(注4)

#### (1) 価格形成原理の転換

国内価格の形成原理を問題にする場合,生産者 価格と消費者価格は別個に検討されねばならな い。けだし,従来この両者の決まり方は相互に大 きく異なっていたからである。

[生産者価格] ――今回の生産者価格改訂に際 し工業部門で採用された価格形成原理は、「競争 価格原理」と呼ばれている。その本質は、すでに 示唆したように、国内生産者価格を統一商業為替 レートを媒介として世界市場価格に直接結合する 点に、より具体的には、世界市場価格に為替レー トを乗じた値が国内価格とされる点にある。この 場合の世界市場価格とは具体的には、恒常的な ---四半期以上にわたる---ドル建て(西側通貨建 て) の輸入価格もしくは輸出価格をさしている。 個々の品目に対し輸入価格と輸出価格のいずれを 適用するかは、全国資材・価格庁長官によって一 覧表の形で指示されているが,一般的に言うなら ば、エネルギー・基礎素材 (中間製品)には輸入価 格が,加工工業製品(食品加工品は除く)には輸出 価格が適用されている。この相違は、前者の大部 分が輸入品であるのに対し、後者はその相当部分 が輸出に向けられているためである。したがって、 基礎素材 (中間製品)についても輸出商品、たとえ

ばアルミニューム製品, マンガン鉱石等について は輸出価格が適用されているし、加工品について もドル建て(西側通貨建て)輸出が総販売額の5% 未満であるものについては従来通り国内費用水準 に基づく価格形成原理が採用されている。ただし、 加工品の国内生産者価格については、当該生産物 と同等の品質を有する――ドル建て取引圏からの ――輸入品の国内価格を上回ってはならないとい ういまひとつの規準が与えられている。したがっ て,加工品の生産者価格は,輸出価格(もしくは国内 費用水準にもとづく価格)と代替輸入品価格のうち の低い方にサヤ寄せされるわけである。こうした 競争価格原理の導入により世界市場でのエネルギ 一・基礎素材価格の変動――現在は主として高騰 ――が国内価格に直接反映される一方,加工品価 格については、ハンガリー企業が世界市場で--もしくは外国企業がハンガリー市場で――実際に 実現しえた価格水準、つまり国際競争力が国内価 格の上限を決定することになった。これは企業の 側から見るならば、国際競争力(輸出価格)を高 めないかぎり、たとえ原材料・燃料価格が高騰し ようとも、その価格高騰分を製品価格に転稼する わけにはゆかなくなったことを意味する。すなわ ち競争価格原理は企業に対し従来よりもはるかに 厳しい経営環境を作り出したのである。ついでな がら今回の価格改訂で競争価格原理が適用された 生産物の生産額は、食品工業を除く工業生産額の 65%に達している。

工業部門で競争価格が支配的となったにもかかわらず、農業、食品工業、建設業、通信、運輸等サーヴィス部門の諸分野では従来同様国内費用水準にもとづく価格形成原理が採用されている。その理由は、農業と食品工業について言えば、一般的に世界の農産物輸出価格が輸出助成金や差別的

関税・課徴金の介在によって正常なコストよりも低位におさえられており、そのために現実の輸出価値を合理的競争価格とみなすわけにわゆかないからであり、他の諸部門についていえば、そこでの経済活動のほとんどが国内市場向けにおこなわれているからである。だがたとえ従来通りの価格形成原理が適用されるにせよ、これら部門の価格水準が、先に見た競争価格よりも大幅に有利になるとはかぎらない。なぜなら後にも見るように、これら部門に属する価格の大部分は価格形態(カテゴリー)の点で行政価格形態(カテゴリー)の点で行政価格形態(カテゴリー)に属しているのであるが、この行政価格の具体的な決定にあたっては、従来よりもはるかに厳しい規準が適用されることになっているからである。

上記の価格形成原理にもとづいて今回算出された――ただし先にも述べたような「一定の妥協=特例措置」をも含んだ――生産者価格水準を生産物(分野)別に見るならば第4表のとおりとなる。

表からも明らかなように、生産者価格水準—— ただしこれはあくまでも1980年1月1日現在の 「出発価格」水準であって、今後は先に見た価格 形成原理にもとづき適時変更されることになって いるが——は、全体として3%上昇している。しか

第4表 1980年1月1日付け生産者価格の 対前年比(%)

エネルギー・基礎素材(中間品)	130
(内) エネルギー	156
工業完成品	89
食品工業生産物	111
工業製品全体	107
建設業活動	93
農産物買い上げ価格	111
運輸・通信	107
その他(商業マージン, サーヴィス)	94
生産者価格全体	103

(出所) Vallus Pál, Az árrendszer fejlesztésének kérdései, Társadalmi Szemle, 1980, január, 68. old.

し生産物グループごとに見るならば、そこには大きなバラツキが見られるのであって、たとえば、エネルギー・基礎素材の価格は30%も引き上げられているのに、工業完成品(加工品)の価格は、11%も引き下げられているのである。総じて今回の価格改訂は、加工工業部門の経営環境をとくに厳しいものに変えたといえるだろう。いいかえれば今回の価格改訂は、こうした厳しい経営環境にさらすことを通じて、工業企業を効率向上に駆り立てようとしているのである。

〔消費者価格〕---1979年7月の消費財価格改 訂に続き、今回の生産者価格改訂に際しても、調 整的性格をもつ若干の消費財価格改訂が実施され た。これらの消費財価格改訂の中で意識的に追求 された点が二つある。その第1は、生産者価格と 消費者価格の間に一定の水準格差を作り出すとい うこと, 第2は, 消費者価格相互間に合理的な価 格比率を作り出すということ、以上である。この 両者はいずれも――すでに示唆したことだが―― 生産の分野だけでなく消費の分野にも価値法則を 貫徹させようとする内容を有している。社会主義 的工業化の初発段階 (50年代前半)を除きハンガリ ーの――他の東欧諸国でもそうだったが――消費 者価格は政治的配慮(社会政策的考慮,あるいは贅沢 品の消費抑制政策) にもとづいて決定される場合が 多く,価値法則はがいして軽視されていた (価値 法則の無視という点では50年代前半も同様であったが、 当時の価値法則無視は、むしろ消費水準の全般的抑制と いう経済政策的観点にもとづくものであった)。そのた め50年代後半にいたって生産者価格形成の分野に 価値法則---ただし当時の「価値法則」は、アウ タルキー経済を前提とする国内費用水準の承認と 同義であったが――が導入されるようになると、 生産者価格体系と消費者価格体系の有機的相互関 連が失われるにいたった。その結果, ――生産者 価格が生産コストの上昇に応じて系統的に引き上 げられたにもかかわらず消費者価格の方は長期に わたって据えおかれたために――, 生産者価格水 準の方が消費者価格水準よりも高くなるというい わゆる「逆ザヤー現象が広範に発生することにな った。当然この逆ザヤは、財政によって賄なわれ る消費者価格補助で埋め合わさざるをえなかっ た。もっとも、こうしたいびつな価格形成方式の 存在にもかかわらず、全体として見れば、1968年 の生産者価格改訂までは消費者価格水準が生産者 価格水準を上回っていた(1968年現在,4%の格差)。 ところがオイルショック後、世界市場価格の上昇 が不完全とはいえ国内生産者価格にまで波及する ようになると、生産者価格水準は総体として消費 者価格水準――これもまた年々引き上げられては いたのだが――を上回るにいたったのである (1979年上半期現在, 1%の逆ザヤ)。

以上のような総体的逆ザヤ現象が長期にわたって維持しうるものでないことは明らかである。すでにみたように、1979年7月の消費者価格大幅引き上げと1980年1月の工業完成品を中心とする生産者価格引き下げは、こうした状況への対応であった。すなわちこれらの価格改訂は、上記の総体的逆ザヤを消滅させ、個々の分野においても可能なかぎり逆ザヤを縮小させることを一つの狙いとしていたのである。価格改訂の結果消費者価格と生産者価格の水準格差がどう変化したかは、第5表に示されている。

表から明らかなように、上記の価格改訂により 総体的逆ザヤ現象はようやく克服された。物的消 費財の分野においても、全体としていえば、消費 者価格と生産者価格の間に適正な水準格差が形成 されたといえる。食料品においてはいまだ逆ザヤ

第5表 消費者価格と生産者価格の水準格差 (%)

		1979年 上半期	1980年
食 奢 衣 燃 そ の 他 工 業	品品品料品	-18 +39 + 5 -42 + 4	-14 +45 +19 -67 +12
物的消費財	合 計	+ 4	+ 9.5
電 気・ガ ス・地 場 公共・文化・運輸サー そ の 他 サ ー ヴ	成暖房 ヴィス ィ ス	-34 -84 - 1	-49 -97 - 1
個人消費:	全体	- 1	+ 3

(出所) Rácz László, As új árrendszer, Közgazdasági Szemle, 1980. február, 141. old.

がつづいているが、ここにおいても逆ザヤの度合いはかなり縮小した。しかし燃料(石油製品、石炭等)、エネルギー、公共的サーヴィスの諸分野では逆ザヤがむしろ拡大している。つまり両価格体系間の逆ザヤ解消は跛行的に進行しているのであり、主としてここに今後の問題点が残されている。こうした意味において、合理的消費者価格体系の形成は、いまようやく開始されたばかりの段階にある。

#### (2) 価格統制メカニズム

すでに言及したように、今回設定された価格体 系はあくまでも出発価格にすぎない。したがって、 従来よりもひんぱんに予想される今後の価格変更 が先に紹介した新しい価格形成原理に正しく沿う よう保証し点検する価格統制メカニズムが必要と なる。この価格統制メカニズムにおける第1の柱 となっているのが、多様な価格形態(カテゴリー) の設定である。

価格形態 (カテゴリー)は,従来と同様,大きく ①行政価格 (行政機関によって定められる価格)と ② 自由価格 (当事者間の協議にもとづく,もしくは売手が一方的に決定する価格)の二つに区分されている。 行政価格は,さらに①単一固定価格,②最大限価

格 (これ以下であれば変動自由), ③行政的規準に拘束された価格 (最小限価格,基準価格,基準価格からの変動許容幅)の三つに区分される。したがって全体としては四つの価格形態 (カテゴリー)が存在することになる。さらに、価格体系が生産者価格体系と消費者価格体系によって構成されているのに対応し、価格形態 (カテゴリー)もまた各価格体系ごとに別個に決定されている。したがって個々の品目について見れば、その品目が所属する価格形態(カテゴリー)が生産者価格と消費者価格とでは相互に異なるというケースも生じている。

上記の価格諸形態(カテゴリー)は、先に見た価格形成諸原理(競争価格原理か、それとも国内費用水準にもとづく価格形成か)と一義的に対応するものではない。しかし一般的傾向としては、競争価格原理が採用されている分野には自由価格形態が、非競争(国内費用水準)価格原理が採用されている。これは、前者の場合であれば世界市場価格がおのずと国内価格の上限を決定するため、価格決定への行政機関の直接的介入は不必要――むしろ有害――であるが、後者の場合にはコスト増の国内価格への不当な転嫁を阻止するためにも行政機関のより直接的な介入が不可欠となるためである。分野別の価格形態(カテゴリー)の構成比を示せば第6表のとおりである。

価格統制メカニズムの第2の柱は、自由価格形態の分野に適用される価格変更事前報告制度である。自由価格は経営機関によって自主的に決定されるが、新価格を実施する少なくとも20日前までには行政当局にそのことを報告しなければならないとされている。そしてここで価格変更が不当と判定された場合には、全国資材・価格庁長官は、この価格変更を原則として3カ月間——例外的に

第6表 分野別の価格形態(カテゴリー)構成比 (取引高にもとづく)

				行政価格	自由価格
生	エ		業	18	82
産	建	設	業	87	13
生産者価格	農		業	63	37
格	運	輸・通	信	90	10
消費者価格全体		45	55		

(出所) 第4表に同じ, 72. old.

は 6 カ月間――延期させることができることになっている。

価格統制メカニズムの第3の柱は,競争排除・独占行為に対する禁止規定である。このため,こ うしたたぐいの諸行為を意味する談合,協定等は 禁止されている。

価格統制メカニズムの第4の柱として、価格行 政機関には恒常的な価格点検権限が与えられてい る。すなわち、行政機関には、すべての経営機関に 対し価格決定にかかわるあらゆるデーター、文書、 見本の提出を要求し、事情聴取のために企業の担 当責任者に出頭を命じ、場合によっては企業に担 当官を派遣して現場検査を実施する権限が与えら れているのである。

価格統制メカニズムを実効あらしめるため,価格規制関連法規に対する違反行為――とくに不当に高い価格の設定によって利益をえる行為――に対しては罰金刑と場合によっては刑事罰も課されることになっている。

#### 4. 企業所得分配システム(注5)

新しい企業所得分配システムの特質は,企業財 務の流れに沿って新システムと従来のシステムと を比較する中で,おのずと浮び上ってくる。

企業所得分配システムの出発点は、総生産額 (Bruttó termelési érték) である。ここから当年

度中の生産的消費 (Termelőfelhasználás), 減価償却 (Ertékcsökkenés、従来通りその40%は国庫に集中され、 60%は内部留保されて企業発展フォンド〔後述〕に繰 り入れられる), 賃金コスト (Bérköltség), 社会保険 納付金 (Társadalombiztosítási járulék, 賃金コストの 24%。従来は、賃金使用税 Illetményadó/廃止/と合わ せ賃命コストの35%であった)、統一的基準にもと づいて算定される経常的 ―― 原価に組み入れ られる――諸税 (生産/商業/税 Termelési/kereskedelmi/adó, 生産者差額取引税/新設/Különbözeti termelői forgalmi adó, 輸入取引税 Import-forgalmi adó, 消費者取引税 Fogyasztói forgalmi adó, 国有地使 用料)を控除し、他方統一的基準にもとづく経常 的補助金 (生產者価格補助 Termelési árkiegészítés, 消費者価格補助 Fogyasztói árkiegészítés, 輸入価格補助 Import arkiegészítés, 生產者差額取引税還付金/新設 /Különbözeti termelői forgalmi adó visszatérítés) を加えるならば、「バランス・シート上の利潤」 (Mérleg szerinti nyereség, 以下,「バランス・シー ト利潤」と呼称)がえられる。

このバランス・シート利潤から個別的性格の(つまり統一的基準によるのではない)国庫納付金を控除し、逆に個別的性格の補助金(たとえば生産近代化補助/新設/Termelés Korszerűsítési támogatás)を加え、最後に企業価格差予備フォンド/新設/(Vállalati árkülönbözeti tartalékalap,西側通貨建て輸入の価格変動から生ずる悪影響を除去するために設置された企業内平衡基金)の形成(この場合には控除する)と使用(この場合にはプラスする)で修正するならば、「分配(利害)の基礎となる利潤」(Elszámolás (érdekeltség) alapjául szolgáló nyereség,以下、「分配用利潤」と呼称)がえられる(この分配用利潤という概念は、企業会計上今回はじめて導入されたものである。従来は、個別的性格の国家納入

金,補助金をも含む「バランス・シート利潤」概念のみが使用されていた)。

分配用利潤(旧システムでは、「バランス・シート利潤」)の使用は、以下の手順で行なわれる。まず、分配用利潤の10%(従来は6%)が市・村税(Városiés községi hozzájárulás)に向けられる。分配用利潤から市・村税を控除し、さらに各種の投資用国家貸付金(Állami kölcsön)—銀行信用とは別枠—の当期返済分、大蔵大臣命令もしくはそれより上級の法令によってとくに定められた場合にはそこで定められた金額、を控除(もしくは追加)してえられた額が利潤税の算定基礎(Nyereségadó alap)をなし、その45%(従来は36%)が一般利潤税となる。ただし投資助成と西側通貨建て輸出促進を目的とする租税減象措置が行なわれる場合には、その分だけ一般利潤税が削減されることになっている。

分配用利潤から以上すべての控除を行なったあとに残る額の15% (従来は25%)が義務的予備フォンド(Kötelező tartalék alap)の形成に向けられる(ただし純物的フォンド総額と賃金コスト総額を合計した額の6%まで。従来は粗物的フォンド総額の2%と賃金コスト総額の8%を合計した額までであった)。義務的予備フォンドは,主として経営欠損の補塡に使用されることになっている。

義務的予備フォンドの形成後に残った分配用利 潤から企業管理者むけのプレミアムと報償金 (Jutalom) が支払われる。

以上の諸控除を終えたあとに残る分配用利潤 ——ただしここに特例的国家補助が追加される場合もある——が,各種の利害フォンド(Érdekeltségi alapok,分離予備フォンド/新設/Elkülönített tartal-ékalap,企業発展フォンド Fejlesztési alap,利潤分配フォンド Részesedési alapで構成)の形成に向けられることになる。

分離予備フォンドとは、企業の自主的判断にも とづいて形成される予備フォンドであって、将来 の企業発展フォンド、利潤分配フォンド、もしく は他企業への融資、に使用しうるものである。バ ランスシート作成時に使途の決っていない利潤が ここに繰り入れられる。

企業発展フォンドは、固定・流動フォンドの更新・補充と拡大に向けられるほか、財源に余裕がある場合には、他企業、他機関、地方評評会への融資に向けることもできる(この場合融資企業は、被融資企業から協議にもとづいて決定される利子をえることになっている。ただし利子率は、法定銀行預金利子率を上回わってはならない)。企業発展フォンドの使途における新しい点として、今回の規制システムでは、他企業から既存の固定設備を購入することも可能となった。

企業発展フォンドは、分配用利潤から形成されるばかりでなく、減価償却の内部留保分(60%)、一般利潤税算定の際に算定基礎から控除された投資用国家貸付金の当期返済分、投資助成・西側通貨建て輸出促進用の利潤税減免分、他企業から融資された発展フォンド、地方評議会発展フォンドからの供与分、もここに加えられる。

利潤分配フォンドは、主として一般勤労者の物質的刺激のための財源であるが、このほか、基準以上の賃上げに対して賦課される賃金発展納付金(Bérfejlesztési befizetés)—後述——もここから支出される。なお分配用利潤から形成される利潤分配フォンドに対しては、既述の一般利潤税とは別に、累進的な追加利潤税が賦課されることになっている。この場合の利潤税率は、利潤分配フォンド形成額が年間賃金コスト総額の4%以内である部分については利潤分配フォンド形成額の2倍、4~6%の部分についてはこの部分の3倍、——

以下同様にして――6~8%の部分の4倍,8~10%の部分の5倍,10~12%の部分の6倍,12~14%の部分の7倍,14%を越える部分についてはその8倍である。ただし年間賃金コストの4%以内の利潤分配フォンド部分については、企業の収益率に応じた減税措置が施されている(この場合の収益率とは、

## 分配用利潤

純物的固定・流動フォンド量+年間賃金コスト総額の算式にもとづいてえられる値である。)。すなわち、この収益率が2%を越える企業については、収益率が2%上昇するごとに年間賃金コスト総額の0.5に相当する額の利潤分配フォンドが利潤税の課税対象からはずされるのである。こうしてたとえば、収益率2.01~4%の企業が年間賃金コスト総額の4%に相当する利潤分配フォンドを形成した場合、この企業には、年間賃金コスト総額の4%にではなく3.5%に相当する利潤分配フォンド分についてのみ利潤税が賦課されることになる。したがってまた収益率16%を越える企業においては、年間賃金コスト総額の4%相当額以下の利潤分配フォンドはすべて課税対象からはずされるのである。

以上のような収益率に応じて格差づけられた累進的減税措置は、今回はじめて導入されたものである。改正前の規制システムのもとでは、年間賃金コスト総額の0~2%に相当する利潤分配フォンドについては一律に200%、つまり2倍の利潤税が課せられていた(4%を越える部分の税率は今回と同様であった)。こうした累進的減税措置は、勤労者に対する物質的刺激の財源を企業の収益性に直接リンクさせるものであって、今回の規制システムのもつ企業間格差拡大志向を如実に示すものと言えよう。ついでながら利潤分配フォンドには、分配用利潤のほか、国家から与えられる報償的性

格の資金,たとえば優秀企業に賦与される「赤旗」・ 「優秀企業」等の称号に関連する報償金も含まれ るが、これらの資金は課税対象外となっている。

以上が、今年から実施される企業所得分配システムの全容であるが、これを一覧表の形にまとめたものが第1図である。比較のため従来の企業所得分配システムも第2図に示しておいた。

ここで従来の規制用具のうち今回廃止されたものについて若干の検討を行なっておきたい。今回のシステムでは、①これまでバランス・シート利潤確定前に控除されていた諸税のうち資本(フォンド)使用税(Eszközlekötési járulék)と賃金使用税(Illetményadó)が廃止される一方、②バランス・シート利潤を構成する経常的補助金のうち輸出国家還付金(Állami visszatérítés)が廃止されている。

資本(フォンド) 使用税と賃金使用税は、1964年 および1959年に導入されたものであり、おのおの 物的固定・流動フォンド、もしくは労働力の節約 を刺激するための用具であった。つまりこれら は、それなりに効率向上の手段であった。しから ば今回なぜこれらを廃止したのであろうか? そ の理由は、今回の規制システムが効率性の測定基 準を利潤に一本化したという点に求められる。す でに見たように,今回国内生産者価格と世界市場 価格が直接リンクされた結果として、この価格の もとで実現される企業利潤は、名実ともに企業の 経営効率を表現しうる ものと なった。というの は、西側企業でさえ受け入れた――厳しい競争の 結果としての――価格のもとで実現される企業利 潤は, 西側企業と同一の効率規準で測定された利 潤であり、したがってこれらの利潤の間に生まれ る格差は、そのまま経営効率の格差に他ならない からである。この場合、利潤の中には物的フォン ドや労働力の効率的利用にもとづく原価削減効果 も間接的に反映されている。したがって物的フォンドと労働力の効率的利用を直接刺激する規制用具はもはや不要になる。それどころか,こうした規制用具の存在は,販売価格の天井があらかじめ設定されている以上,実現される企業利潤に不当な圧迫を加えるファクターとなる。しかもこの利潤圧迫作用は,生産技術上不可避的に存在する物的フォンド・労働力所要量の部門間格差を前提とする時,業種ごとにアンバランスに発現することになる。これは利潤の効率性表示機能を歪めるものでしかない。資本(フォンド)使用税と賃金使用税の廃止は,こうした認識にもとづくものなのである。

輸出国家還付金の廃止もまた、利潤の効率性表 示機能を歪める要因――利潤平準化要因――を除 去しようとする努力の一環である。1968年に導入 された輸出国家還付金は,輸出競争力の弱い部門・ 企業の輸出に補助金を供与することによってこれ ら部門・企業の採算割れ輸出を維持しようとする ものであった。これは、対外収支の赤字 解消 (外 貨獲得) のためのやむをえない 措置 という側面を 有していたのであるが,部門間・企業間の経営力 格差と企業合計上の利潤格差の相互規定関係を弱 めるという側面をも有していた。輸出国家還付金 にかわって今回導入された生産者差額取引税還付 金は(注6),これとは全く逆の性格を有している。 すなわち生産者差額取引税 還付 金 制度のもとで は、すべての輸出企業に対しその純外貨収入の10 %相当額(ただし商業為替レートで換算されたフォリ ント表示額)が一律に給付される(ただし衣料品の一 部には16%,食料品・農産物には別途支給される輸出 補助金と合わせ25%が適用される)。この新しい還付 金制度が輸出競争力の強い部門と企業に有利であ るのは明らかである。つまり輸出助成制度の転換

#### 第1図 1980年からの企業所得分配システムにおける企業財務の流れ

#### 総生産額

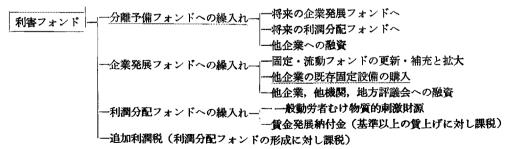
- -生産的消費
- -減価償却—<mark>—40%,国庫へ</mark> —60%,企業発展フォンドへ繰入れ
- -賃金コスト
- -社会保険納付金(賃金コスト×24%)
- 一租 税——生産/商業/税—生産者差額取引税——輸入取引税——消費者取引税——国有地使用料
- +経常的補助金——生産者価格補助
  —消費者価格補助
  —輸入価格補助
  —輸入価格補助
  —生産者差額取引税還付金(輸出企業のみ)

## バランスシート利潤

- 個別的性格の国庫納付金
- +個別的性格の補助金 (ex. 生産近代化補助)
- 一企業価格差予備フォンドへの繰入れ
- +企業価格差予備フォンドの当期使用分

#### 分配用利潤

- -市・村税(分配用利潤×10%)
- --般利潤税〔(分配用利潤-市・村税-投資用国家貸付金の当期返済分-その他特例的控除)×45%〕
- 義務的予備フォンドへの繰入れ〔(分配用利潤-市・村税--般利潤税)×15%〕
- +義務的予備フォンドの当期使用分
- -企業管理職者むけプレミアム·報償金
- +特例的国家補助



- (注) 実線アンダーラインは今回新設されたもの。
  - ー: 財源からの控除
  - +: 財源への追加

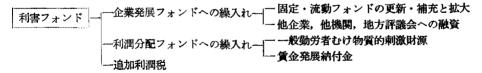
#### 第2回 従来の企業所得分配システムにおける企業財務の流れ

## 総生産額

- 生産的消費
- -減価償却———40%, 国庫へ —60%, 企業発展フォンドへ
- -賃金コスト
- -社会保険納付金(賃金コスト×22%)
- -租 税——生産/商業/税
  —資本(フォンド)使用税(物的固定・流動フォンドの純価値×5%)
  —賞金使用税(賃金コスト×13%)
  —輸入取引税
  —消費者取引税
  —国有地使用料
- +経常的補助金——生産者価格補助 —消費者価格補助 —輸入価格補助 —輸出国家還付金
- 個別的性格の国庫納付金
- +個別的性格の補助金

#### バランス・シート利潤

- -市・村税 (バランス・シート利潤×6%)
- -一般利潤税 [(バランス・シート利潤-市・村税-投資用国家貸付金の当期返済分 - その他特例的控除)×36%]
- -義務的予備フォンドへの繰入れ〔(バランス・シート利潤-市・村税--般利潤税)×25%〕
- +義務的予備フォンドの当期使用分
- 一企業管理職者むけプレミアム・報償金
- +特例的国家補助



(注) 波線アンダーラインは今回廃止されたもの。 +, -は第1図に同じ。 は、①優良企業における資本形成を輸出活動の面からも促進する、②輸出の拡大を弱小部門・企業の採算割れ輸出を維持することによってではなく、優良部門・企業の輸出を一層促進することによって実現する、ことをその本質としているのである。

企業所得分配システムをめぐる以上の考察を通じて明らかになった新システムの特質は何か?まず第1は、利潤の効率表示機能の強化である。すでに見たように資本(フォンド)使用税、賃金使用税、輸出国家還付金等、上記の機能を弱める規制用具が廃止されたほか、同じくこの機能を弱める生産(商業)税についても、制度上は維持されているが、その適用範囲は著しく狭められている。同様にして、個別的性格の国庫納付金、補助金についても、その可能性は残されているが、その実際の適用は例外的なケースに限定されることになっている。

第2は,第1の点とも密接に関連するが,資本 蓄積面での企業間格差の拡大促進である。輸出国 家還付金にかわる生産者差額取引税還付金はこう した性格を有していたし,先には論及しなかった が,銀行信用や投資補助金の優良企業への優先的 配分もまたこうした内容を持つものである。

第3は、企業の物質的刺激財源と利潤の連携強化である。利潤分配フォンドに賦課される利潤税に企業収益性とリンクした累進的減税措置が導入されたことは、このことを如実に物語っている。その結果、企業の物質的刺激財源の形成面においても企業間格差が拡大することになった。

第4の特質は、企業財務基盤の長期安定的強化である。従来の義務的予備フォンドに加えて今回 企業価格差予備フォンドと分離予備フォンドが導 入されたことは、これを意味するものである。こ れらの予備フォンドは、世界市場価格の短期的変動がもたらしうる悪影響からの企業防衛を可能にするととも、資金利用における企業の裁量幅を著しく拡大している。その結果、企業は、よりダイナミックな経営戦略を展開するための可能性を手にすることができた。

だが第5の特質として,今回の企業所得分配システムのもとでは,社会的剰余生産物のうち中央 (国庫) に集中される 部分の割合が高められている。市・村税と利潤税の税率引き上げ,生産者差額取引税の導入は,加工工業部門の生産者価格引き下げ,経常的補助金の整理・削減ともあいまって,企業内部に留保される利潤をかなり圧縮しているのである。その結果,企業は,相当の経営努力なしには順調な経営発展を実現しえなくなった。これは,先に述べた新システムの諸特質と一体となって部門間・企業間の競争を激化させ,これら相互間の優劣関係をより一層鮮明にし,結局は部門・企業間の選別淘汰を急速に進めることになるであろう。

最後に第6の特質として,今回のシステムは,企 業間における既存固定設備の売買に道を開いた。 これは,優良企業が弱小企業の全体もしくは特定 部門の生産設備を買収することを可能としている。

以上のように今回の企業所得分配システムは, 総体として見るならば,国庫の負担をへらしつつ も,強大な企業にはより一層の発展の可能性を与 え,弱小企業には整理縮小の運命を強制するもの であるということができるだろう。

#### 5. 賃金規制システム(注7)

賃金規制システムは、賃金の水準と上昇テンポ を適正水準以下に抑制することを、その本質としている。1975年(制度的には1976年)から1979年末 まで適用されてきた賃金規制形態には,①企業業績とリンクした賃金水準規制(相対的賃金水準規制),②企業業績とリンクした賃金総額規制(相対的賃金総額規制),③中央的指示にもとづく賃金水準規制(中央的賃金水準規制),④中央的指示にもとづく賃金総額規制(中央的賃金総額規制),の四つがあった。今回の賃金規制システムでは,これら四つの形態のほかに,企業業績にリンクすると同時に中央的指示にも支配される折衷的な賃金規制形態(相対的かつ中央的賃金総額規制)が二つ新たに採用されている。

ここで賃金総額規制とは、企業の年間賃金支払 い総額の対前年伸び率を規制する形態であり、賃 金水準規制とは、従業員一人当たり賃金水準の対 前年伸び率を規制する形態である(ただし賃金総額 規制の場合には、賃金水準規制も併用されることになっ ている)。

一方、相対的賃金規制と中央的賃金規制のちがいは、次の点に、つまり前者では、課税なしに実現しうる賃金総額もしくは賃金水準の対前年伸び率が、別途算出される賃金発展指標(Bérfejlesztési mutató)とこの指標によって規定される係数――いずれも後述――によって決定される(それ以上の賃上げ部分に対しては累進的課税が行なわれる)のに対し、後者では、賃金総額もしくは賃金水準の対前年許容伸び率が、国民経済計画によってあらかじめ中央的に決定される点に存する。

以上のような総額規制と水準規制の区分、相対的規制と中央的規制の区分は、各産業部門の性格の差異に対応するものである。すなわち賃金総額規制の場合には、従業員数を削減すれば賃金総額の伸び率を抑えることができ、したがって課税なしに引き上げうる従業員一人当たり賃金水準もその分高くすることができる。そのためこの規制形

態は、労働力の削減が望ましい産業分野に適用されることになっている(だがその結果賃金水準が不当に高くなっては問題が生ずるので、この形態のもとでは、賃金水準についても一定の規制が行なわれるのである)。一方中央的賃金規制は、経営活動の成果を収益性だけにもとづいて評価するのが不適当な諸部門に採用されている。

ハンガリーの賃金規制システムの変遷を歴史的 に見た場合、1956年までは個々の勤労者の賃金を 直接中央的に規制する賃金等級表システムが唯一 のものであったが、1957年以降1974年までは企 \*・・・・・・・・ 業の賃金全体を対象とする各種の賃金水準規制形 態が支配的であった。したがって賃金総額規制形 熊は、1975年以来の新しい現象である。こうした 流れの中に今回の賃金規制システムを位置づける とき、われわれは今回のシステムの最大の特質が、 賃金総額規制の適用拡大,つまり1975年に始まっ た過程のいっそうの前進にあることを知る。なぜ なら賃金総額規制は、1979年までは機械工業・運輸 部門の一部,軽工業の約半分,建設資材工業・食品 工業・建設業の大部分、国営農業・林業の全体に適 用されるに止まっていたのであるが、今回のシス テムのもとでは、都市ガス生産部門と製パン・製菓 業を除く全ての鉱工業部門が賃金総額規制の適用 対象分野に移されたからである。賃金水準規制は、 商業、運輸、通信、対人サーヴィス分野にのみ限 定されているといってよい。賃金総額規制の適用 拡大は、ハンガリー国民経済が総体として極度の 労働力不足に苦しむ段階に到達していることの反 映である。

ここで、柏対的賃金規制形態のもとで適用される賃金発展指標とこれにリンクされた係数,および賃金発展納付金の算定方式の問題に移る。

賃金総額規制形態の場合の賃金発展指標は、年

間賃金支払い総額(賃金的性格その他の支払いを含む)、社会保険納付金、減価償却,分配用利潤(もしくは欠損) ——1980年以前にはこの他に賃金使用税,資本(フォンド)使用税,銀行利子——の合計(欠損については減額)と定義されている。この賃金発展指標が前年にくらべ1%増加するごとに,賃金発展納付金なしに引き上げうる賃金総額は、0.3%(これが係数である) ——以前は0.4% ——づつ増大しうることになっている。上記の値(賃金発展指標の対前年伸び率×0.3)を越える賃金総額の増大分に対しては、累進的な賃金発展納付金を上納しなければならない。その税率は、第7表のとおりである。

だがすでに示唆したように、賃金総額規制のもとでは賃金水準の規制も同時に行なわれる。1979年第12号労働大臣命令によれば、賃金総額規制が適用される企業において人員削減が行なわれた場合には、先の算出方式にもとづく賃金総額許容増大率に——人員削減率に応じ——最大限3%を上乗せした値まで、追加的課税なしに賃金水準を引き上げうるとされている。しかしこの値を上回る賃金水準の引き上げについては、第7表に示した賃金発展納付金とは別に、追加的な賃金発展納付金が賦課されることになる、その際の税率は第8表のとおりである。

さらに賃金水準が全体として9%以上上昇した場合には、9%を越える部分についてこれの150%に相当する額が、第7表と第8表にもとづく賃金発展納付金とは別に、徴収されることになっている。したがって以上三つの賃金発展納付金を合計するならば、9%を越える賃上げ部分についてはケースによっては実に800%(300+350+150)、つまり8倍の賃金発展納付金を上納しなければならない。そればかりではない。すでに見たように賃金発展納付金は、利潤分配フォンドから支出され

第7表 賃金総額規制のもとでの賃金発展納付金の税率

許容限度を越える賃金	賃金発展納付金の税率
総額増大分	(当該課税対象帯の賃
(基準賃金総額=100)	金総額増大分=100)
0~1%の部分	150 (150)
1~2%の部分	250 (200)
2%を越える部分	300 (300)

(注) カッコ内の数字は、1979年までの税率

第8 表 賃金水準の上昇にかかわる賃金発展納 付金の税率(1980年以降)

許容限度を越える賃金	賃金発展納付金の税率
水準上昇率分	(当該課税対象帯の賃
(基準賃金水準=100)	金水準上昇額=100)
0 ~0.5%の部分	100
0.5~ 1%の部分	200
1 ~1.5%の部分	250
1.5~ 2%の部分	300
2%を越える部分	350

るが、利潤分配フォンドについてはその形成段階ですでに最高800%の累進的利潤税が課せられている。したがって特殊なケースについては、賃上げ分の一部に対し、企業はその部分の1600%(800%の賃金発展納付金と800%の利潤税)に相当する額を国庫に納めなければならなくなるわけである。これは企業にとって事実上負担不可能な額であろう。

次に相対的賃金水準規制形態の検討に移る。ここでは、賃金発展指標は、従業員一人当たり年間賃金支払い総額と分配用利潤の合計であり、企業は、この賃金発展指標が1%上昇するごとに、従業員一人当たりの賃金水準を、賃金発展納付金なしに0.3%(従来は0.25%)引き上げることができる。以上の算定方式から得られた賃金水準許容引き上げ率を越える賃上げ部分については、第8表に示した税率の賃金発展納付金を、また全体として9%を越える賃上げについては、9%を越える部分の150%相当額を追加的賃金発展納付金として上納しなければならない。比較のために、1979年まで適用されていた相対的賃金水準規制形態における賃金発展納付金の税率を示せば第9表、第10表のとおりである。

第9表 賃金水準の上昇にかかわる賃金発展納 付金の税率(1976~79年)

許容限度を越える賃金	賃金発展納付金の税率
水準上昇率分	(当該課税対象帯の賃
(基準賃金水準=100)	金水準上昇額=100)
0~1%の部分	150
1~2%の部分	200
2~3%の部分	250
3~4%の部分	350
4~5%の部分	500
5%を越える部分	600

第10表 追加的な賃金発展納付金の税率(1976~79年)

賃金水準上昇率 (基準賃金水準=100)	賃金発展納付金の税率 (当該課税対象帯の賃 金水準上昇額=100)
6 <b>~7</b> %の部分	100
7 <b>~8</b> %の部分	200
8 % <b>を</b> 越える部分	300

1979年までの相対的賃金水準規制形態における 賃金発展納付金と1980年以降のそれとを比較する ならば、後者における方が――とくに、高い賃金 水準上昇率の部分で――はるかに税率の累進度が 小さいことが明らかとなる。またすでに述べた ように、賃金発展納付金の源泉たる利潤分配フォ ンドに対する1980年以降の利潤税については、企 業収益率の上昇に応じた累進的な減税措置が採用 されている。したがってこの点をも考慮するなら ば、賃金水準上昇に伴う全体としての企業負担の 累進度はいっそう弱まることになる。

以上の考察の中で明らかにした諸点、とりわけ、 ①賃金総額規制形態の適用拡大、②賃金発展納付金なし(許容)賃金水準引き上げ率の上昇、③賃金発展納付金税率における累進度引き下げ、を全体として考慮するならば、今回の企業規制システムが、賃金引き上げに伴う企業負担を軽減し、結局は賃金水準面での企業間格差の拡大を刺激するものであることは説明を要さない。これは、短期的には、企業業績に対する勤労者集団の関心を刺激するであろうが、長期的には、労働力の部門間・ 企業間移動を促進するはずである。

(注1) Horváth László, Az 1980-as gazdasági szabályozók, Közgazdasági Szemle, 1980, január, 1~11. old.

(注2) もちろん,すでにこの時期から,国内価格の相互比率を決定するにあたっては世界市場価格も考慮すべきであるという考え方が提起されていた。しかし,この世界市場価格原則論は,1968年価格改革の主要原則としては採用をされなかった。

この点はチコーシュ・ナジュ・ベーラ(Csikós-Nagy Béla) 全国資材・価格庁長官が当時書いた論文からも確認される。彼は次のように述べている。

「価格体系の作成にあたってはさまざまなファクタ ーを考慮しなければならない。わが国の状況にあって は、とくに世界市場価格と均衡価格(需要・供給に もとづく価格――引用者)の重要性が大きい。前者は わが国の開放経済的性格から、後者は市場メカニズム の活性化の観点から帰結されるものである。しかし、 1968年の価格改革は、基本的には国内費用関係を承認 するところから出発した。そして,それは(つまり国 内価格と世界市場価格のギャッは――引用者),外国 貿易の分野に適用される『資金的橋渡し』(輸入取引 税、関税、輸出補助金等の規制用具――引用者)によ って支えられて(埋め合されて---引用者)いる。す なわち、新しい価格体系をハンガリーの経済構造に対 する国際的尺度にもとづく『批判』として編成するこ とは不可能であったのであり、現実の価格体系は、そ れにもとづいて経済が機能することができ,また効率 向上に向って発展することができるメカニズムとして のみ編成可能だったのである。l(アンダーラインは原 文) (Csikós-Nagy Béla, Az új árrendszer, Közgazdasági Szemle, 1968, március, 268, old.)

- (注3) Horváth, op. cit., 3. old.
- (注4) 価格規制にかんしては、今回12個の法令が 公布されたが、そのなかで柱となっているのは、1979年 第41号閣僚評議会命令「価格規制について」(41/1979、 ⟨XI. 1⟩ MT. rend., Az árszabályozásról) である。 価格問題についての解説としては、第4表および第5 表の「出所」の中に掲げた二つの論文が詳しい。
- (注5) この問題については、とくに1979年第36号 関係評議会命令「企業所得規制シンテムについて」(36/ 1979. (XI.I) MT. rend. A vállalati jövedelemszabályozás rendszeréről)と1979年第17号大蔵大臣命令「利

潤課税および企業利害フォンドの形成と使用について」 (17/1979. ⟨XI. I⟩ PM. rend. A nyereségadózásról, a vállalati érdekeltségi alapok képzéséről és falhasználásáról) を参照せよ。

(注6) 1979年第23号大蔵大臣・外園貿易大臣共同命令「生産者差額取引税還付金について」(23/1979.〈XI. I〉PM-KkM. rend. A különbözeti termelői forgalmi adó visszatérítésről) を参照せよ。

(注7) 1979年第37号閣僚評議会命令「企業の賃金規制,利潤分配フォンドの使用,および上級管理職者の物質的利害システムについて」(37/1979, 〈XI. I〉 MT. rend. A vállalati bérszabályozás, a részesedési alap felhasználása és a magasabb vezető állású dolgozók anyagi érdekeltségi rendszeréről),1979年第12号労働大臣命令「企業の賃金規制システムについて」(12/1979、〈XI、I〉 MüM. rend. A vállalati bérszabályozás rendszeréről) を参照せよ。

## Ⅲ 経済改革の第二段階をめぐる諸問題

本稿を終えるにあたり、経済改革の第二段階に 対する筆者なりの評価を明らかにしておきたい。 第二段階の経済改革が解決しようとしている諸課 題を一言で表現するならば、「効率の向上」である と言うことができる。産業構造・品目構成の改善, 資源の節約,技術革新の推進,管理・労働組織の 改善等は、いずれもマクロ・ミクロの両面にお ける生産性向上とコスト引き下げ、つまり効率向 上の課題に一括することができるからである。 この効率向上の課題を解決する方向として第二段 階の経済改革が追求しようとしている道は、同じ く一言で言うならば、「市場メカニズム」----ハ ンガリーの現実に則して言えば「規制された市場」 ---の改善にほかならない。ここで言う市場メカ ニズムの改善が、直接的経済管理方式をいまなお 基本的に維持しているソ連・東欧諸国でなされる 改革の努力に対してこの言葉が用いられる際に意 味するもの、つまり直接的中央経済管理の枠内で

の市場的要素の役割強化にとどまるものでもなければ、1968年改革におけるようなたんなる市場自体の導入でもないことは明白である。そうではなく、現在問題とされている市場メカニズムの改善は、1968年経済改革ですでに導入された「規制された市場」を本来構想された市場像に向けて純化させることを意味している。

今回実施された新しい経済規制システムは、この「規制された市場」の純化過程がその理念像に向けて大きく前進したことを示すものであった。市場メカニズムの根幹である価格形成の面における競争価格原理の導入、生産物の社会的費用関係を曖昧化していた各種租税・補助金の大幅整理は、「規制された市場」がいまや「真の市場」へと大きく成長したことを如実に物語っている。これに加え、今回の規制システムによって既存固定設備の流通市場が企業間につくり出されたことの意義は大きい。けだしこれは、企業間・部門間での直接的な一一市場を通ずる一一資本移動を意味するからである。直接的な資本移動の可能性がつくり出されたことにより、市場の概念は質量ともに拡大したのである。

「規制された市場」が「真の市場」の方向に成長した度合いに応じて、利潤中心原理に基礎をおく物質的刺激システムもまた、その本来の構想に照応した機能と有効性を獲得するにいたった。この利潤中心原理型の物質的刺激システムは、真の市場の形成に伴って生み出される市場の強制力とあいまって、企業を効率向上に向けて激しく駆り立てることであろう。

したがって少なくとも論理的には、第二段階の 経済改革のもとで採用された政策体系は、効率向 上の要件に適合するものであると言えるだろう。 だが上記の政策体系が実践的にも有効でありうる か否かは、いまひとつ別の問題である。なぜなら、これらの政策体系が前提としている「規制された市場」と物質的刺激システムがもくろみどおりに機能するかどうかは、やはり依然としてふたしかだからである。この問題に対する解答は、いずれにせよ実践をまつ以外にない。だがこれの帰趨を決定する要因が何であるかについては現段階においても提示することができよう。その要因とは、第1に、競争価格原理をはたして現実に貫徹しうるか否か、第2に、以前よりはるかに厳しい内容をもつ新しい諸要件に応えうる経営者層を育成することにはたして成功しうるか否か、ということである。

すでに見たように競争価格原理は、国内生産者 価格水準を世界市場価格に直接結びつけるもので あるが、これは、ハンガリーの工業企業にとって きわめて厳しい価格形成方式である。そこで問題 となるのは、ハンガリーの工業企業がかくも厳し い価格形成方式にはたして耐えうるのかというこ とである。ハンガリー工業の多くの部門は技術水 準の点でいまだ中進国の段階にある。しかも国内 市場が狭隘であるため、規模の経済を十分享受す ることができない。以上の点からして、ハンガリ 一工業の国際競争力を世界的水準にまで高めるこ とは実に困難な事業である。事実、ハンガリーは 西側市場において限界的供給者に止まっており、 西側市場の景気が後退したときにまっ先に市場か ら排除されるのは、もしくは価格切り下げの対象 とされるのは、ほかならぬハンガリー産品である。 こうした状況にあるハンガリー工業に競争価格原 理を導入するならば、場合によっては、ハンガリ ー工業が総体として欠損状態に陥いる事態も起こ りうる。こうした事態にハンガリー国民経済は耐 えうるだろうか? 答えは、おそらく「否」であ

ろう。この場合当面の応急措置としてフォリントの切り下げを行ない、これによって輸出の採算性を改善するという方策も考えられるには違いない。しかしフォリントの切り下げは、エネルギー・基礎素材価格を上昇させコスト水準をも同時に引き上げるのであって、こうした措置がハンガリー工業の採算性を必ず改善するという保証はなんら存在しないのである。

もちろん中・長期的には、コメコン内の国際分業が順調に発展するならばこれを通じる生産規模の拡大とコスト引き下げが可能であるし、西側諸国との産業協力を通じる技術水準の引き上げによりコスト・ダウンをはかることも可能である。事実、ハンガリーの対外経済政策は明らかにこうした方向を志向している。この方向、つまり、コメコンと西側諸国という二つの相手から各々独自の利益を引き出すという方向は、経済的に合理的である。だがこの方向での努力が実を結びハンガリー経済の体質強化が達成されるまで競争価格原理を維持しうるかいなかは、依然未解決の問題だと言わざるをえない。

第2の問題、すなわち新しい経営者層の育成という問題も、多くの不確定性を残している。企業を厳しい経営環境にさらすことによってこれに耐えうる経営者層を作り出すという路線は、たしかにこれ以外の方策はありえないにせよ。一つの賭であろう。企業の経済指導者たちがこの路線に反旗をひるがえす可能性もないわけではないからである。もっともこの路線にとってのひとつの希望は、農業部門の企業(国営農場、生産協同組合)に新しい経営者層が育ちつつあるという現実であろう。ハンガリーの農業生産は、経済改革後、とくに1970年代に入って以降、飛躍的な発展を見せているが、これを支えている要因としては農業における物的

基盤の強化とならびこれを急速な生産性向上に結びつけていった経営者層の存在があった。だが農業の場合忘れてならないのは、ここにおける経営者層の形成が、農業企業の経営環境が改善される――とくに農産物価格の引き上げによって――中で行なわれたということである。すなわち新しい経営者層の形成は、農業経営が一般的な上昇軌道にあるという状況のもとで農業企業間の生産性向上競争――農業には独占が存在しない!――をバネとして実現されたのである。したがって、独占が支配する工業部門において、しかも経営環境が全般的に悪化しているという状況のもとで経営者層の順調な形成がなされうるかいなかは保証しかねるところである。

経済改革の第二段階をめぐる問題は、たとえ上 記二つの困難が解決され新しい「規制された市場」 が現実に機能しえたところでおわるものではな い。けだしこの問題が解決されるやいなや、ただち に古くて新しい次の問題、すなわち企業閉鎖や人 員整理の可能性をさえその内にはらんでいる企業 間格差や個人所得格差の拡大を国民がうけ入れる か否か、という問題が提起されるからである。1968 年改革後の経験も示しているように、これらの格 差拡大に対してはきわめて強力な抵抗が存在する のであって、この問題はしばしば重大な政治問題 にすら発展するのである(事実, 1973~75年に見ら れた改革後退の過程では,この問題が大きな役割を演じ た)。効率向上のためには各種の格差拡大を評容せ ざるをえない、それどころかこれをテコとして利 用さえしなければならないという矛盾は、ハンガ リーの経済改革が本来的に内包するジレンマであ るが、このジレンマが政治危機をもたらすか、それ とも、効率向上の実現とこれに支えられた一般的 な所得水準の上昇によって潜在的な矛盾のままに

止まるかのわかれ目は、実践的には個々の状況のもとで格差の度合いをどこに設定するかにかかっている。ただ格差拡大に対する順応度という点では、現在の状況はかなり明るいと言える。なぜなら、まず第1に、ハンガリー経済が直面している経済的困難の深刻性――したがってまた効率向上の緊急性――に対する国民の理解が高まっているからであり、第2に、1968年以来の学習効果の結果として、この問題に対する中央経済指導部の対応がはるかに巧みになっているからである。しかしいずれにせよ格差拡大の問題は、依然として第二段階の経済改革の帰趨を決める主要要因の一つであろう。

だが格差拡大が国民に受け入れられ経済改革が順調に進展したとしても、問題はまだ残されている。その問題とは、経済改革と社会主義理念の関係というより根本的な問題である。本稿で紹介したような内容をもつ経済改革がはたして社会主義理念に沿うものといえるのかという問題提起がそれである。

この問題は究極的には、市場と社会主義は両立 するのかというかの古い問題に帰着する。市場と 計画が両立するという考え方はハンガリーではも ちろんのこと他の社会主義諸国においてもます す強力となっているし、ハンガリーの経済改革 i 体がこの考えの具体的実践にほかならない。だっ会 体がこの考えの具体的実践にほかならない。 社会と計画が両立するということと市場と記し 意が両立するということと市場と問題で ある。筆者の理解では、マルクス主義の創始者たち は、市場と社会主義は両立しないという立場に立 っていたはずである。したがってこの点を見るに ぎり、ハンガリーの経済改革は社会主義の理念に 沿うものでないと言わなければならない。 ごで考察をやめる者は決して今日の社会主義を理

解しえないというのが筆者の立場である。今日の 社会主義は、マルクス主義の創始者たちが考え たような社会主義ではない。この今日の「社会主 義」は、社会経済構成体としては、資本主義的社会 経済構成体よりも高い段階の社会ではない。こう した認識にもとづき, 筆者は, 今日の社会主義を 前期的社会主義と名付けている(注1)。この前期的 社会主義は、資本主義が果たした歴史的課題を自 らが果たさなければならないという宿命を背負っ ている。こうした視点に立つならば、ハンガリー 経済改革の意義づけもおのずと異なってくるろだ う。たとえ「規制された」ものであれ、市場を媒 介とする生産力向上という発展コースが資本主義 におけるそれと本質的に異なるものでないのはた しかだが、しかしこの発展コースを拒絶したとこ ろで、それにかわるより合理的な選択肢があるわ けでないのもたしかであろう。いいかえれば、こ の発展コースを首尾よくやりとげないかぎり、 「前期的」という規定性は永遠につきまとうはず である。したがって「前期性」をより早く克服しう るか否かという歴史的課題の解決にとっては経済 改革は明らかに「前を」向いているといわなけれ ばならないのである。

第二段階の経済改革と社会主義理念の関係にかかわるいまひとつ別の問題は、社会主義的民主主義に関連している。前稿で紹介したニェルシュ・レジョー論文「社会主義建設における経済と政治の関係」(『経済評論』 [Közgazdasági Szemle] 1978年1月号)からも明らかなように、ハンガリーでは経済改革が経済的意志決定における社会主義的民主主義を大きく前進させたと評価されている。この場合主として念頭におかれていたのは、経済問題にかかわる議論への参加者の層が改革後大幅に拡大し、かつ率直な意見交換が一般化したという

ことであった。だがこうした一般的雰囲気とは別に経済改革は経済的意志決定の分野における分権 化という制度的「民主化」をも大きく進めた。けだし企業自主性の拡大は、それ自体が意志決定の分権化を意味していたからである。1968年経済改革はまた、企業内部においても、経営指導部に対する労働組合の統制権強化——これを工場民主主義という——と特定の問題における労働組合への意志決定権の賦与を進めた。したがって経済改革は、経済にかかわるさまざまな分野において社会主義的「民主主義」を発展させたと言ってよいであろう。

だがこの規定にはひとつの留保が必要とされ る。その留保とは、上記の「民主化」が経済の分 野にのみ限定されていたということ、さらにこの [民主化] は効率向上の手段としての性格を色濃 くおびていたということである。つまりこの「民 主化」はあらかじめ限定性と方向性を与えられて いたのである。経済生活に限定された民主化が効 率向上の手段でしかありえないのはある意味で当 然である。そうでなければ経済改革の一環として 導入されるわけがなかったからである。しかしこ うした「民主化」が民主主義の本質に照応するも のでありうるのかという点には疑問が残るだろ ら。けだし民主主義の本質は、アプリオリな方向 づけを否定するところにあると筆者は考えるから である。筆者が上の叙述において民主化にカッコ をつけた理由もこのためである。この問題は、分 権化と民主化は同義でないという点に帰着する。 すなわち経済改革はたしかに分権化をもたらした が、それ自体はいまだ民主化とはイコールでない のである(もっとも分権化以外の問題,つまり政 府レベルの経済政策にかかわる公開討論の前進や 労働組合の統制権強化は明らかに民主化の前進を

示しているといってよいだろうが)。

以上の視点に立って経済改革の第二段階を評価 すればどうなるか。今回の改革では、企業内管理 機構の近代化が取り上げられている。この近代化 は具体的には中下級管理職層への権限委譲,つま り分権化の前進を意味している。しかしこれは、 上に述べたように、いまだ民主化と規定しらるも のではない。一方、第12回党大会の議論にも見ら れたように、企業経営者層の役割が強調される中 で、工場民主主義の強調はかげをひそめたように 見える。第12回党大会の報告と決定は、工場民主 主義にほとんど論及していないのである。これは 第11回党大会(1975年)の諸文書がこの問題に大き な注意を向けたのと著しい対照をなしている。も ちろん工場民主主義の制度的枠組は以前も今もな んら変わっていない。しかし工場民主主義が経営 者層の自由な活動をしばることに対する不信は明 らかに強まっている――少なくとも政治指導部内 において--と見てよいようである。つまり、今 回の改革により工場民主主義はむしろ後退するの ではないか、と鎌者は考えている。したがって

この点に着目するかぎり,経済改革の第二段階は, 社会主義的民主主義の発展にとって,すなわち社 会主義的理念にとってむしろネガティヴなものと 言えるかもしれない。

だが筆者は、経済合理性が貫徹すべき企業において社会主義的民主主義を工場民主主義という形で実現させようとする考え方自体に疑問を感じている。なぜなら、こうした類の民主主義は効率の向上になんら寄与しないと思われるからである。むしろ社会主義的民主主義の発展は政治生活においてこそ進められるべきではないか、というのが筆者の考えである。政治生活の民主化が十分に展開してはじめて、条件の成熟に応じて、つまり効率規準と対立しない形で、企業内の民主主義も発展しうるようになるだろうと考えるからである。だがこの問題は、経済改革が解決しうる課題の枠をはるかに越えている。

(注1) 前期的社会主義にかんする筆者の理解は、 決して十分に展開されたものではないが、 拙稿「『前期 的社会主義』の範疇について」(『アジア経済』 第17 巻7号 1976年7月)62~70ページに示されている。

(アジア経済研究所調査研究部)